# SETAGAYA CITY 世 田 谷 区 基 本 計 画

第**4**章 政策

2024 > 2031

## 第4章 政策

## 1 重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、次の6つを重点政策として位置づけます。

#### 1 区を取り巻く課題

区の総人口は、これまでのような右肩上がりの人口増加は見込めない状況に直面しており、人口減少の兆候や少子高齢化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子ども・若者が住みたくなるまちの実現が不可欠です。子ども・若者を権利の主体として位置づけ、子ども・若者の「今」に焦点をあてた施策展開を図る必要があります。

インクルーシブ教育\*の実現や増加する不登校の子どもへの充実した支援に向け、子どもの将来性や可能性を保障するための取組みを一層進め、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばし、子どもたちが学びの主体となって生き生きと学べる新たな学校教育の実現を目指した学びの質的転換を図っていくことが重要です。

人と人とのつながりの希薄化や町会・自治会への加入率低下が進むなか、長期化するコロナ禍が地域コミュニティの分断に追い打ちをかけてきたことで、社会的な孤立や孤独が大きな問題となっています。

また、国連のグテーレス事務総長の「地球沸騰の時代に突入した」との警告通り、世界中で高温熱波等の気候異変が顕著となり、大規模台風や局地的大雨の頻発など、気象災害が激甚化しており、自然の脅威の増大が区民の日常生活を脅かしています。地球規模で生態系が破壊されつつあり、人類を含む全ての生き物の生存基盤を揺るがす事態となっています。自然の豊かさと脅威を今一度認識し、世界的に対策を急がなくてはいけない状況に直面しています。

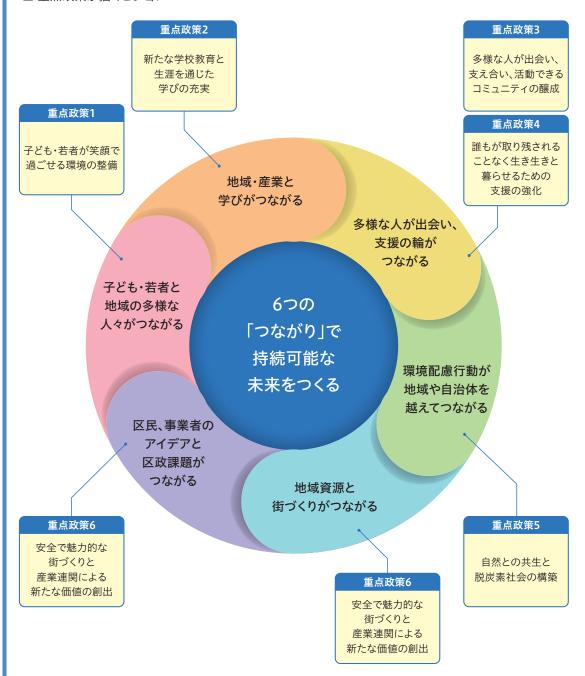
さらに、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増しています。

こうした状況下において、世田谷の恵まれた住環境や文化・地域性を子どもや若者の世代に確実に引き継いでさらなる発展を遂げていくため、持続可能な未来に向けた環境整備を図っていくことが重要です。

#### 2 重点政策が描くビジョン

6つの重点政策を実現することで、「子ども・若者と地域の多様な人々とのつながり」「地域・産業と学びのつながり」「多様な人が出会うことによる支援の輪のつながり」「環境配慮行動の地域や自治体を越えたつながり」「地域資源と街づくりのつながり」「区民、事業者のアイデアと区政課題とのつながり」の6つの「つながり」を創出し、区民生活や地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営における持続可能性を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられるまちの実現を目指します。

#### ■ 重点政策が描くビジョン



#### 重点政策ページの見方

重点政策では、各政策において目指す姿を設定し、政策を推進するうえで区として大切にすべき視点や政策の実現に向けた取組みの方向性を記載するとともに、各政策の達成度合いを測るための成果指標を設定し、中間年度(令和9年度)と最終年度(令和13年度)に達成状況を確認することとしています。また、各政策の実現に向けて取り組むべき主な施策や関連する施策をそれぞれ記載しています。

#### 目指す姿

区が目指す将来の姿を記載しています。

#### 成果指標

政策の達成度合いを 測るための成果指標 及び数値目標を記載 しています。

「重点政策」では、ロジックモデルにおける最終的アウトカム(成果)に相当する内容を成果指標として設定しています。

インプット 【事業費】

**アクティビティ** 【計画に掲げる政策・ 事業】

アウトプット (活動結果) 【実現に向けた 行動量の目標値】

直接的アウトカム(成果)

【事業の成果指標】

最終的アウトカム (成果)

【政策の成果指標】

#### 視点

政策を推進するうえ で区として大切にす べき視点を記載して います。

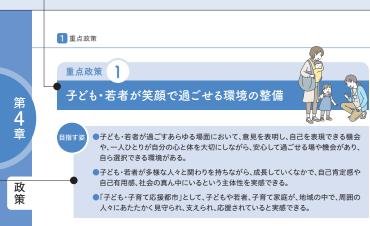
36

#### 取組みの方向性

政策の実現に向けた 取組みの方向性を記 載しています。

#### 重点政策

政策名を記載しています。



#### ●成果指標

	成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
八	以未担保石	単位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
	自分のことが好きだと思う子ども・若者の割合**	%	子ども 54.8 若 者 62.2	子ども 60 若 者 66	子ども 65 若 者 70
	子ども・若者と子育てを支える地域資源の数***	箇所	1,056	1,088	1,101

※子どもについては小学生(高学年)及び中学生を、若者については15歳~29歳を対象とした調査から算出。 ※※子ども・若者関連施設、子育て関連施設、子ども食堂などの子どもの居場所等。

#### ●視点

#### ■ 子ども・若者が地域の中で多様な人々と出会い、見守られながら育つ

子どもや若者が過ごすあらゆる場面において、安心して意見や気持ちを言える環境を整えるため、子ども自身への権利を学ぶ機会の確保はもちろんのこと、家庭や学校、地域で子どもに関わる大人が、子どもの権利を理解し、子どもの声を受け止め、思いを尊重し、ともに考えることの意義を広く共有するための取組みを横断的に進めます。

また、子どもや若者が大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域社会の中で、様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むことができる環境を、区民の参加と協働のもと、ともに創り上げ、支えていくことが重要であり、子どもの最善の利益の保障が地域の中で具体化できるよう、大人への意識変容の視点を持って取組みを推めます。

一人ひとりの子どもや若者が、虐待やいじめ、家庭の状況などによって、守られるべき権利が侵害されることなく、地域の人々や支援につながり、見守られながら、健やかに育つことができるよう、予防的な取組みを推進します。

#### ●取組みの方向性

●子ども・若者は一人ひとりが権利の主体であり、地域社会を構成する一員です。地域を一緒に創っていく 主体として、子ども・若者の声をしっかりと聴き、政策に取り入れるため、日常的かつ継続的に意見を表明 しやすい環境づくりや意見を反映させるための仕組みづくりを進めます。



#### 分野の略称

略称	分 野	略称	分 野
子 若	子ども・若者	経 産	経済·産業
教育	教育	文 化	文化・スポーツ
福祉	健康·福祉	都市	都市整備
災害	災害·危機管理	人権	人権・コミュニティ
環境	環境・リサイクル・みどり		

## Accept the state of the state o

- ●大人になってからの生活に大きな影響を与えるといわれる非認知能力\*などを、遊びや生活を通して育むことができるよう乳幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、子どもたちが適切な生活習慣を身につけるとともに、自分の将来を選択する力を育めるよう、自己の価値観が形成される子ども期において、全ての子どもが地域で豊かな体験を重ね、力を発揮できる場や居心地よく安心して過ごせる場が身近にある環境づくりを進めます。
- ●子ども・若者が積極的に参加できる場や地域で力を発揮できる機会の充実を図るほか、若者のチャレンジを応援するため、起業を支援するなど、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう、子ども・若者の「今」に焦点をあてた施策展開を図ります。
- ●妊娠期から孤立することなく、日々の暮らしの身近なところで地域の人々や子育て支援につながりながら安心して暮らせるよう、区、医療、地域等の連携による「世田谷版ネウボラ"」をさらに深化させ、子どもと子育て家庭への支援を充実します。また、支援が必要な子どもや子育て家庭が抱える課題は、様々な要因が絡み合い、困難かつ複雑化しています。支援に切れ目が生じないよう、保健、医療、福祉、教育のさらなる連携強化に取り組みます。
- ●子どもを望む人が安心して妊娠・出産し、育て、暮らし続けられる居住環境の整備や地域づくりを様々な 主体と力を合わせて進めます。さらに、子育て家庭や子育てを支える多様な世代が地域の中でつながり ながら、ともに学び、活動し、交流できる場や機会を充実します。
- ●子どもの減少に応じて単に支援や施設を減らすのではなく、子ども・子育て支援施策を拡充することをベースに、多世代交流を含めた地域や人とのつながりに資する機能付加の視点を取り入れ、支援や施設ごとに分かれていた施策を総合的に組みかえ、一体化する方向を目指します。

#### 主な施策

	分野		施策	掲載ページ		
	子	若	子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり	p.57		
ĺ	子	若	子どもの成長を支える環境の充実	p.57		
	子	若	質の高い乳幼児教育・保育の充実			
	子	若	子育て家庭の支援の推進			
٦	子	若	支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	p.59		
ĺ	子	若	若者が力を発揮できる環境の充実	p.61		
	子	若	生きづらさを抱える若者への支援	p.61		
	福	祉	安心して暮らせる居住環境の整備	p.77		
	経	産	起業の促進と多様な働き方の実現	p.95		
	経	産	地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進	p.96		

#### 関連施策

	教	育	多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の 創造
	福	祉	主体的に取り組める健康づくりの推進、地域生活課題の解決に向けた取組み
	災	害	犯罪抑止の取組み、震災に強い街づくり、日常の安全・安心な街づくり
	環	境	たばこルールの推進、世田谷らしいみどりの保全・創出、協働によるみどり豊かなまちづくりの推進
	文	化	誰もが文化・芸術を身近に感じ楽しめる環境の整備、地域活動団体の支援と交流の促進による文化・芸術活動の活性化、スポーツを通じた生きがい・健康づくり、スポーツを通じた共生社会の実現
	都	市	地区特性に応じた街づくりの推進、地域公共交通の活性化、自転車利用環境の整備、道路ネットワークの計画的な整備、公園・緑地の計画的な整備
	人	権	人権への理解促進、男女共同参画の推進、DV防止の取組み、多文化共生の推進、地域への参加促進と地域活動の活性化、区民や活動団体の連携・協働促進

#### 主な施策

政策を実現するため の主な施策を記載し ています。

#### 関連施策

政策に関連する施策 を記載しています。

37

#### 重点政策



## 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備



#### 目指す姿

- ●子ども・若者が過ごすあらゆる場面において、意見を表明し、自己を表現できる機会や、一人ひとりが自分の心と体を大切にしながら、安心して過ごせる場や機会があり、自ら選択できる環境がある。
- ●子ども・若者が多様な人々と関わりを持ちながら、成長していくなかで、自己肯定感や自己有用感、社会の真ん中にいるという主体性を実感できる。
- ●「子ども・子育て応援都市」として、子どもや若者、子育て家庭が、地域の中で、周囲の 人々にあたたかく見守られ、支えられ、応援されていると実感できる。

#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
自分のことが好きだと思う子ども・若者の割合*	%	子ども 54.8 若 者 62.2	子ども 60 若 者 66	子ども 65 若 者 70
子ども・若者と子育てを支える地域資源の数**	箇所	1,056	1,088	1,101

※子どもについては小学生(高学年)及び中学生を、若者については15歳~29歳を対象とした調査から算出。

※※子ども・若者関連施設、子育て関連施設、子ども食堂などの子どもの居場所等。

#### 視点

#### ■ 子ども・若者が地域の中で多様な人々と出会い、見守られながら育つ

子どもや若者が過ごすあらゆる場面において、安心して意見や気持ちを言える環境を整えるため、子ども自身への権利を学ぶ機会の確保はもちろんのこと、家庭や学校、地域で子どもに関わる大人が、子どもの権利を理解し、子どもの声を受け止め、思いを尊重し、ともに考えることの意義を広く共有するための取組みを横断的に進めます。

また、子どもや若者が大人を含めた多様な人々とつながり、自分のことを理解してくれる、応援してくれていると実感できる地域社会の中で、様々なことにチャレンジし、失敗したり、成し遂げたりする経験を繰り返しながら、自らの力を育むことができる環境を、区民の参加と協働のもと、ともに創り上げ、支えていくことが重要であり、子どもの最善の利益の保障が地域の中で具体化できるよう、大人への意識変容の視点を持って取組みを進めます。

一人ひとりの子どもや若者が、虐待やいじめ、家庭の状況などによって、守られるべき権利が侵害されることなく、地域の人々や支援につながり、見守られながら、健やかに育つことができるよう、予防的な取組みを推進します。

#### 取組みの方向性

●子ども・若者は一人ひとりが権利の主体であり、地域社会を構成する一員です。地域を一緒に創っていく 主体として、子ども・若者の声をしっかりと聴き、政策に取り入れるため、日常的かつ継続的に意見を表明 しやすい環境づくりや意見を反映させるための仕組みづくりを進めます。

- ●大人になってからの生活に大きな影響を与えるといわれる非認知能力\*などを、遊びや生活を通して育むことができるよう乳幼児教育・保育の質の向上を図ります。また、子どもたちが適切な生活習慣を身につけるとともに、自分の将来を選択する力を育めるよう、自己の価値観が形成される子ども期において、全ての子どもが地域で豊かな体験を重ね、力を発揮できる場や居心地よく安心して過ごせる場が身近にある環境づくりを進めます。
- ●子ども・若者が積極的に参加できる場や地域で力を発揮できる機会の充実を図るほか、若者のチャレンジを応援するため、起業を支援するなど、自分たち自身が社会の真ん中にいると実感できるよう、子ども・若者の「今」に焦点をあてた施策展開を図ります。
- ●妊娠期から孤立することなく、日々の暮らしの身近なところで地域の人々や子育て支援につながりながら安心して暮らせるよう、区、医療、地域等の連携による「世田谷版ネウボラ\*」をさらに深化させ、子どもと子育て家庭への支援を充実します。また、支援が必要な子どもや子育て家庭が抱える課題は、様々な要因が絡み合い、困難かつ複雑化しています。支援に切れ目が生じないよう、保健、医療、福祉、教育のさらなる連携強化に取り組みます。
- ●子どもを望む人が安心して妊娠・出産し、育て、暮らし続けられる居住環境の整備や地域づくりを様々な 主体と力を合わせて進めます。さらに、子育て家庭や子育てを支える多様な世代が地域の中でつながり ながら、ともに学び、活動し、交流できる場や機会を充実します。
- ●子どもの減少に応じて単に支援や施設を減らすのではなく、子ども・子育て支援施策を拡充することをベースに、多世代交流を含めた地域や人とのつながりに資する機能付加の視点を取り入れ、支援や施設ごとに分かれていた施策を総合的に組みかえ、一体化する方向を目指します。

#### 主な施策

分野	施策	掲載ページ
子 若	子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり	p.57
子 若	子どもの成長を支える環境の充実	p.57
子 若	質の高い乳幼児教育・保育の充実	p.57
子 若	子育て家庭の支援の推進	p.59
子 若	支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	p.59
子 若	若者が力を発揮できる環境の充実	p.61
子 若	生きづらさを抱える若者への支援	p.61
福祉	安心して暮らせる居住環境の整備	p.77
経産	起業の促進と多様な働き方の実現	p.95
経産	地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進	p.96

#### 関連施策

教育	多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の 創造
福祉	主体的に取り組める健康づくりの推進、地域生活課題の解決に向けた取組み
災害	犯罪抑止の取組み、震災に強い街づくり、日常の安全・安心な街づくり
環境	たばこルールの推進、世田谷らしいみどりの保全・創出、協働によるみどり豊かなまちづくりの推進
文 化	誰もが文化・芸術を身近に感じ楽しめる環境の整備、地域活動団体の支援と交流の促進による文化・芸術活動の活性化、スポーツを通じた生きがい・健康づくり、スポーツを通じた共生社会の実現
都市	地区特性に応じた街づくりの推進、地域公共交通の活性化、自転車利用環境の整備、道路ネット ワークの計画的な整備、公園・緑地の計画的な整備
人権	人権への理解促進、男女共同参画の推進、DV防止の取組み、多文化共生の推進、地域への参加促進と地域活動の活性化、区民や活動団体の連携・協働促進

#### 重点政策

2

## 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実



#### 目指す姿

- ●子どもの多様性に応じた学びの場を確保し、一人ひとりに応じた学びにより、全ての子どもが支え合い協働的に学ぶことを通じて将来性や可能性が保障される。
- ●誰もがいつでも何度でも学ぶことができ、やりがいや生きがいを持ちながら、様々な ことにチャレンジし、生き生きと暮らせる。

#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
以未担保石	単位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
学びが楽しいと感じる児童・生徒の割合	%	小学生 77.1 中学生 69.5	小学生 82 中学生 74	小学生 86 中学生 78
生活の中で学びが身近に感じられるように なった区民の割合	%	69.5	71	73

#### 視点

#### ■ 子どもを主体とした教育への転換

子ども自身が意見を率直に言える環境を整え、子どもが様々なことに参画し、子ども自身が表明した 意見や考えが反映できる仕組みを整えていく必要があります。子どもの意見が反映される子どもを主体 とした教育について、子どもの学びや成長に関わる全ての関係者と共通理解を深め、多様な学びを求 める声に応えていきます。

#### ■ 子どもも大人も一人ひとりが学びの主体

将来の予測が困難な時代においても、それぞれが思い描く未来を自分らしく生きるために、自らが課題に向き合い、判断して行動できるよう、子どもも大人も一人ひとりが学びの主体となり、自分の人生をデザインしながら自分らしく学ぶことを全ての学びの基盤とする視点を持って取組みを進めていきます。

#### ■ 地域・産業と学びを結びつける

地域や学校、教育機関や社会資源が連携・協働し、地域と学びを結びつける視点から、人材や場所、 ニーズ等をマッチングし、多様な学びの場の拡充を目指すとともに、教育機関や社会資源への働きかけ を強化し、個々の取組みが面的につながるよう取組みを進めます。また、産業と学びを結びつける視点 から、新たな価値を創出する人材を育成・輩出するチャレンジの場を提供し、区内産業のイノベーショ ンと社会課題解決、それに関わる人材が創出される好循環を生み出していきます。

#### 取組みの方向性

●子どもたちが自ら地域課題の解決策や興味、関心が高いテーマなどについて考える探究的な学びへと 学びの質的転換を進め、「参加・協働」の視点も一つのキーワードとして捉えながら、一人ひとりの多様 な個性・能力を伸ばす学校教育を目指します。



- ■インクルーシブ教育の実現や増加する不登校の子どもへの支援が求められるなか、一人ひとりの子どもの将来性や可能性を保障するため、誰一人取り残さずに共に学び共に育つ教育を推進するとともに、多様な学びと多様な学びの場の確保を進めていきます。
- ●誰もがやりがいや生きがいを持って生き生きと暮らせるよう、地域の教育機関や多様な社会資源と連携、協力し、生涯にわたって学べる場の整備や情報のネットワーク化を進めていきます。
- ●誰もがいつでも何度でも学ぶことができ、様々なことにチャレンジできるよう、リカレント教育\*やリスキリング\*の環境整備を進めるとともに、学んだことを生かせる機会や場の充実を図ります。

#### 主な施策

分野	施策	掲載ページ
教育	キャリア・未来デザイン教育の推進	p.64
教育	教育DXのさらなる推進	p.65
教育	多様な個性が生かされる教育の推進	p.65
教 育	多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり	p.65
教 育	相談・支援体制の充実と連携体制の強化	p.67
教 育	多様な学びの場や居場所の充実	p.67
教 育	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	p.69
教 育	常に学ぶ区民意識の涵養と社会参加の促進	p.69
教 育	文化財の保護・普及活動の推進	p.69
経産	起業の促進と多様な働き方の実現	p.95
経産	地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進	p.96

#### 関連施策

子若	子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり、子どもの成長を支える環境の充実、質の高い乳幼児教育・保育の充実、支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート、若者が力を発揮できる環境の充実
福祉	主体的に取り組める健康づくりの推進、地域生活課題の解決に向けた取組み
環境	生物多様性の保全、協働によるみどり豊かなまちづくりの推進
経産	多様な地域産業の持続可能性確保に向けた基盤強化
文 化	誰もが文化・芸術を身近に感じ楽しめる環境の整備、地域活動団体の支援と交流の促進による文化・芸術活動の活性化、スポーツを通じた生きがい・健康づくり、スポーツを通じた共生社会の実現
人権	人権への理解促進、多文化共生の推進、地域への参加促進と地域活動の活性化、区民や活動団体の連携・協働促進





## 重点政策

## 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの



●地域住民同士の新たなつながりが芽生え、住民の地域活動などへの参加意欲が向上 し、地区や地域への区民参加が促進される。

#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
	中世	令和5年度	令和9年度	令和13年度
地域で人とのつながりを感じられると思える区 民の割合	%	63.3	66	68

#### 視点

#### ■ 緩やかなつながりを広げる

社会的な孤立や孤独が深刻な社会問題となるなか、地域の中で継続的な交流ができる「居場所」に 多くの人がつながることができ、そうした場において「役割」があることが重要です。そのためには、行政 の取組みだけでは限界があり、例えば居場所については、地域のカフェが居場所になっている例もあり ます。また、役割については、組織上の役職だけではなく、日課のランニングが地域の安全確保につなが るなど、本人が意図せずに役割を果たしていることもあります。

人と人がつながる機会となったり、誰かの居場所となる地域資源も把握しながら、文化活動やスポー ツ活動なども通じ、まち全体のどこかで人がつながり活動できるような、緩くつながる場所や機会の確 保に努めていきます。

#### 取組みの方向性

- ●町会・自治会を中心とするコミュニティを基本に、地域住民同士が継続的に交流できる機会を確保し、 全ての人に「居場所と役割」があるまちづくりを心がけ、住民相互の関係性を深め、災害時にもお互い が支え合い、助け合える関係性の構築や地域コミュニティの醸成を図ります。
- ●地域とつながり続けられる環境の整備を図るため、地域のネットワークを広げながら、相談支援や見守 り体制の強化に取り組みます。
- ●地域には高齢者や障害者、外国人など多様な人々が暮らしており、多様性を認め合い、新たな出会いが 生まれることで、つながりが芽生え、地域活動などへの参加意欲の向上にもつながります。地域住民の 自主的な活動が重層的に展開できる環境の整備や文化・芸術、スポーツの振興などに取り組み、多様 な出会いの機会の創出や誰もが様々な活動に参加できる機会の確保を図ります。
- ●まちづくりセンター、総合支所、本庁の三層制のもと、デジタル技術の活用なども進めながら、気軽に参 加できる機会を拡充します。

## 主な施策

分野		施策	掲載ページ
福	祉	主体的に取り組める健康づくりの推進	p.73
福	祉	介護予防の総合的な推進	p.73
福	祉	地区でつながり続ける支援体制の構築	p.75
災	害	地域防災力の向上	p.81
文	化	誰もが文化・芸術を身近に感じ楽しめる環境の整備	p.99
文	化	地域活動団体の支援と交流の促進による文化・芸術活動の活性化	p.99
文	化	スポーツを通じた生きがい・健康づくり	p.101
文	化	スポーツを通じた共生社会の実現	p.101
人	権	地域への参加促進と地域活動の活性化	p.115
人	権	区民や活動団体の連携・協働促進	p.115

#### 関連施策

子	若	子どもの成長を支える環境の充実、子育て家庭の支援の推進、若者が力を発揮できる環境 の充実、生きづらさを抱える若者への支援
教	育	キャリア・未来デザイン教育の推進、多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造、常に学ぶ区民意識の涵養と社会参加の促進、文化財の保護・普及活動の推進
福	祉	地域生活課題の解決に向けた取組み
災	害	犯罪抑止の取組み、都市の事前復興、日常の安全・安心の街づくり
環	境	地域環境美化活動の推進、世田谷らしいみどりの保全・創出、協働によるみどり豊かなまちづくりの推進
経	産	地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進
都	市	地区特性に応じた街づくりの推進、魅力あるにぎわいの拠点づくり、地域公共交通の活性化、道路ネットワークの計画的な整備、公園・緑地の計画的な整備
人	権	人権への理解促進、男女共同参画の推進、DV防止の取組み、多文化共生の推進







### 重点政策



## 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための 支援の強化



#### 目指す姿

- ●全ての区民の人権が尊重され、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダー アイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず自らの意思に基づき個性と能 力を十分発揮することができ、生き生きと尊厳を持って地域で暮らすことができる。
- ●支援が必要だと思われる人が自らの意思を尊重され、相談や支援、参加につながることができ、災害時にも必要な支援を受けられ安心して生活を送ることができる。

#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
地域住民の居場所や支えとなりうる地域資源数 <sup>*</sup>	箇所	1,816	1,890	1,970

※子ども・若者関連施設、地域サロン、多世代交流の場等。

#### 視点

#### ■ 選択肢をふやす

区では世田谷版地域包括ケアシステムの取組みを先駆的に実施してきており、今後は、地域資源の活用も含めて、関係機関が連携して情報を共有し、本人の意向を尊重しながら、どこかにつながれる、支援を受けられる選択肢を増やしていくといった考え方が大切となります。地域住民とつながり、居場所や支えとなりうる地域資源の把握やネットワークの強化を図り、情報を区民や関係機関としっかりと共有できる仕組みづくりを進めていきます。

#### 取組みの方向性

- ●住民同士の支え合い活動を広げながら、区を含めた関係機関のネットワークを強化し、連携して重層的な施策展開を図ることで、誰もが元気で生き生きと尊厳を持って地域で暮らすことのできる基盤を強化し、困難や生きづらさを抱えている人に支援が届く取組みや仕組みの構築を目指します。
- ●日常生活における必要な支援に加え、生活拠点となる住まいの確保への支援も重要な課題であり、特に 単身高齢者や障害者、ひとり親家庭への支援を強化します。
- ●深刻化する貧困問題は、実態が見えにくく、対応が難しい課題であり、ひきこもりや8050問題\*、ヤングケアラー\*、いわゆるごみ屋敷問題など、制度や分野の狭間に陥りやすく、複合的な課題に対してもしっかりと対応を図るため、関係機関との連携、情報共有を強化して重層的な施策展開に取り組みます。
- ●全ての区民の人権尊重の取組みを進めつつ、さらに相談体制などの充実が求められる若年女性や犯罪被害者等への支援の強化を図ります。
- ●災害時に備え、要配慮者に対する施策に優先的に取り組む必要があり、災害時に安心して生活を送れるよう支援策の充実を図ります。

## 主な施策

分野	野	施策	掲載ページ		
子	若				
子	若	生きづらさを抱える若者への支援	p.61		
福	祉	介護予防の総合的な推進	p.73		
福	祉	身近な福祉相談の充実と地域づくり	p.75		
福	祉	地区でつながり続ける支援体制の構築	p.75		
福	祉	安心して暮らせる居住環境の整備	p.77		
福	祉	地域生活課題の解決に向けた取組み	p.77		
福	祉	在宅医療・介護連携の推進	p.78		
福			p.78		
災	害	地域防災力の向上			
災	害	健康危機管理体制の強化	p.81		
文	化	スポーツを通じた共生社会の実現	p.101		
人	権	人権への理解促進	p.113		
人	権	男女共同参画の推進	p.113		
人	権	DV防止の取組み	p.113		
人	権	多文化共生の推進	p.113		
人	権	地域への参加促進と地域活動の活性化	p.115		

## 関連施策

子若	子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり、子どもの成長を支える環境の充実、質の高い乳幼児教育・保育の充実、子育て家庭の支援の推進、若者が力を発揮できる環境の充実	
教育	教育DXのさらなる推進、相談・支援体制の充実と連携体制の強化、多様な学びの場や居場所の充実、知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造	
福祉	主体的に取り組める健康づくりの推進、こころの健康づくり	
災害	都市の事前復興、日常の安全・安心な街づくり	
経産	多様な地域産業の持続可能性確保に向けた連携強化、地域や社会の課題の解決に向けた ソーシャルビジネスの推進	
文 化	スポーツを通じた生きがい・健康づくり	
都市	地域公共交通の活性化、自転車利用環境の整備、道路ネットワークの計画的な整備	
人権	区民や活動団体の連携・協働促進	





## 重点政策

5

## 自然との共生と脱炭素社会の構築



#### 目指す姿

- ●区民の生活を脅かす気候変動に向き合い、多様な生物に支えられた生態系の健全性を守り、自然の豊かな恵みを実感しながら日々の生活を送ることができる。
- ●区民や事業者は身近な自然である国分寺崖線や大規模公園などを核としたみどりと生きもののネットワークを守り育て、自然との共生に向けた取組みを進め、継承している。また、気候危機に与える影響、効果が広く認識され、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの変容により、脱炭素地域社会が実現している。

#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
八木 相 伝 石	単位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
身近なみどり、自然を大切に思い、みずから守 り育てている区民の割合	%	32.4	41.2	50
みどり率	%	24.38	29	32.2
区内のCO <sub>2</sub> 排出量	千t- CO <sub>2</sub>	2,517 (令和2年度)	1,493	1,152 (令和12年度)

#### 視点

#### ■ 意識の醸成から行動につなげ取組みの輪を大きく広げる

「世田谷区気候非常事態宣言」を区内外で共有し、地球環境の危機や自然の持つ機能に対する区民や事業者の理解を深めて行動変容を促し、他自治体や海外も見据え、区から発信を行い、取組みの輪をいかに大きく広げていけるかが重要となります。地球温暖化対策や生物多様性に配慮したみどりの保全・創出に向けて、区が率先して取組みを進めるとともに、次世代と考え方を共有していきます。そのためにも、庁内複数部署の協力連携による取組み、自治体間連携の取組み、事業者との協働の取組みなど、多様な主体が協力することによる効果の高い取組みを進め、その取組みをさらに波及させていくなど、シナジー効果を意識した施策展開を目指していきます。

#### 取組みの方向性

- ●国分寺崖線をはじめとした区内の豊かな自然環境の確保に取り組むとともに、区民が身近な自然に触れる場や機会を拡充し、暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感、享受でき、心の豊かさや幸福感を感じられ、居心地がよく住みやすいまちづくりにつなげていくとともに、みどりに恵まれた世田谷の良好な住環境を、子どもや若者の世代へ確実に引き継いでいきます。
- ●省エネルギーの徹底や再生可能エネルギー\*の活用、脱炭素化やグリーンインフラ\*をはじめとした取組みは国際社会共通の現状認識や対策の方向に即したものであり、今後は環境分野のみならず、経済、教育、福祉、建築やまちづくりといったあらゆる分野において、例えば環境産業の誘致育成、環境学習の機会拡充、健康や防災と脱炭素を両立する住宅の普及など様々な施策を展開し、脱炭素と別の政策目的も同時に達成することで、新たな成長と持続可能な都市づくりを進めます。



- ●区民や事業者と協力し、みどりづくりや地下水涵養\*、雨水利用、ヒートアイランド\*対策などの取組みを民有地も含めて一層推進することで、災害にも強くしなやかなまちづくりを進めます。
- ●子ども・若者をはじめ多様な世代、様々な職業、立場の参加者による「気候会議」など、住民自治、まちづくりの取組みを通して区民の理解や共感を拡大し、主体的な行動につなげていくとともに、インセンティブ\*と規制やルールによる環境行動の誘導を図り、地域のまちづくりとも連動させながら行動変容を加速していきます。
- ●自然環境が持つ多様な機能を様々な分野で積極的に活かすグリーンインフラの取組みを進めます。

#### 主な施策

分野	施策	掲載ページ
教育	多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり	p.65
災害	水害を抑制する街づくり	p.84
環境	区民・事業者の脱炭素行動の支援	p.87
環境	公共施設や区事業活動における脱炭素の実施	p.87
環境	地域環境美化活動の推進	p.89
環境	ごみ減量と資源循環型社会の形成	
環境	世田谷らしいみどりの保全・創出	
環境	生物多様性の保全	p.91
環境	協働によるみどり豊かなまちづくりの推進	p.91
経産	地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進	p.96
経産	地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費の推進	p.96

#### 関連施策

子 若	子どもの成長を支える環境の充実、若者が力を発揮できる環境の充実
教育	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
経産	起業の促進と多様な働き方の実現
都市	地区特性に応じた街づくりの推進、魅力あるにぎわいの拠点づくり、道路ネットワークの計画的な整備、公園・緑地の計画的な整備
人権	地域への参加促進と地域活動の活性化、区民や活動団体の連携・協働促進







#### 重点政策



### 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の 創出



#### 目指す姿

- 道路交通網など都市基盤が整備され、地震や台風などの災害に対するレジリエンス の高い街づくりが進み、区民が安全安心に暮らすことができる。
- ●歴史ある風景の保全や街並みの形成、公園の整備などにより良好な住環境が創出され、活動と交流の場に誰もが快適に移動できる魅力的な街づくりが進んでいる。
- ●暮らしを支える生活関連産業(卸売業・小売業、飲食サービス業、建設業、福祉産業等) と既存産業の課題や社会課題を解決する産業(IT・環境等)、起業家などの連携 強化により新たな価値が創出され、地域経済の発展につながっている。

#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
災害に強い街づくりが進んでいると感じる区民の割合	%	44.7	48	51
街が魅力的でにぎわいがあると感じている区民の割合	%	66	67	68
事業活動しやすいと考える事業者の割合	%	30.7	35	40
持続可能な地域経済の充実度**	ポイント	100	130	135

※区内産業の活性化やビジネス環境向上等に関連する複数の指標を、総合的にとらえ指数化したもの。

#### 視点

#### ■ 地区・地域の特性を踏まえ、地域資源を有効に活用する

広域的な役割を果たす都市基盤を整備する際は、「ヒト・モノ・コト」といった地域資源を最大限に有効活用する視点を持って取り組むことが重要であり、道路・公園等の公共施設や民間施設の公共的な空間を含めた官民一体での新たな空間的価値の創造、空き家等の利活用の促進等により、まちの安全性向上かつ地域コミュニティの活性化などを図り、魅力的なまちづくりにつなげていきます。

また、防災・減災対策や流域対策などを進めていくためには、地区や地域の一人ひとりの参画が重要であり、地区・地域の課題を共有し、取組みを広げていく行政支援が大切となります。行政によるマンパワーの限界や地価が高く広大な用地の取得が難しいという区の現状などを踏まえ、地域や事業者等の理解や協力を得ながら、行政需要とのマッチングにきめ細かく取り組んでいきます。

#### ■ より多くの区民や事業者のアイデアを課題解決に結びつける

今後の地域経済を発展させていくためには、起業家も含めた事業者同士の連携を深め、新たな価値の創出を図り、新たなビジネスチャンスにつなげていく必要があります。多様化・複雑化した地域課題を、区民や事業者がビジネスの視点でアイデアを出し合い、相互が結びつきながら、既存産業のさらなる振興や地域課題の解決につなげていきます。

#### 取組みの方向性

●豪雨や地震などの災害に対するレジリエンスの向上を図り、安全安心に生活できる街づくりを区民 と共に進めます。

- ●地区や地域の特性、資源を活かした街づくりを進めるとともに、ユニバーサルデザインの視点で誰もが移動しやすく住みやすい住環境の維持向上に取り組みます。
- ●三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺の広域生活・文化拠点をはじめとする生活拠点の整備において、地域特性を踏まえた街づくりを進め、目指す都市像を区民や事業者等と共有していきます。あわせて、鉄道の連続立体交差事業や、道路、公園等都市基盤の整備、大規模敷地の土地利用転換などを街づくりの契機として活かし、魅力とにぎわいのある都市の創出を図ります。
- ●参加と協働によるワークショップや官民連携などによる柔軟な発想で道路・公園・民間施設の公共的な空間など都市空間の有効活用を図り、歩いて楽しい街づくりを進め、人中心の豊かな生活と多様な人々の交流を通じたイノベーションの創出を実現してまちの魅力を高めていきます。
- ●既存産業の振興に加え、区民も地域経済の主体として、地域や社会の課題を解決するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの振興にも取り組みます。
- ●社会課題や地域課題は多様化・複雑化しており、その解決の担い手となる地域人材や起業家の輩出・育成は非常に重要です。商店街などを拠点に、デジタルプラットフォームも活用しながら、起業家の輩出や育成を支える基盤づくりを進めます。
- ●既存事業者が安心して事業を営んでいくことができるよう、ビジネスの場として魅力的な環境の整備を図り、新たなビジネス創出にもつなげます。

#### 主な施策

分野	野	施策	掲載ページ
災	害	地域防災力の向上	p.81
災	害	震災に強い街づくり	p.83
災	害	都市の事前復興	p.83
災	害	水害を抑制する街づくり	p.84
災	害	日常の安全・安心な街づくり	p.84
経	産	多様な地域産業の持続可能性確保に向けた基盤強化	p.95
経	産	起業の促進と多様な働き方の実現	p.95
経	産	地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進	p.96
都	市	地区特性に応じた街づくりの推進	p.105
都	市	魅力あるにぎわいの拠点づくり	p.105
都	市	歩いて楽しめる魅力づくり	p.105
都	市	地域公共交通の活性化	p.107

#### 関連施策

子 若	若者が力を発揮できる環境の充実
教育	キャリア・未来デザイン教育の推進
福祉	主体的に取り組める健康づくりの推進、地域生活課題の解決に向けた取組み
災害	犯罪抑止の取組み
環境	区民・事業者の脱炭素行動の支援、公共施設や区事業活動における脱炭素の実施、地域環境美化活動の推進、たばこルールの推進、ごみ減量と資源循環型社会の形成、世田谷らしいみどりの保全・創出、協働によるみどり豊かなまちづくりの推進
経産	地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費の推進
文 化	誰もが文化・芸術を身近に感じ楽しめる環境の整備、地域活動団体の支援と交流の促進による文化・芸術活動の活性化、スポーツを通じた活力あるまちづくり
都市	自転車利用環境の整備、道路ネットワークの計画的な整備、公園・緑地の計画的な整備
人権	多文化共生の推進、地域への参加促進と地域活動の活性化、区民や活動団体の連携・協 働促進

## 2 分野別政策

「分野別政策」では、基本構想に定める「九つのビジョン」を具体化するための政策を各分野において体系的に整理するとともに、各分野における課題や施策の方向性などを明らかにします。

分野		政策	政策に連なる施策
		子ども一人ひとりが	子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり
_	1	のびやかに育つ 環境づくり	子どもの成長を支える環境の充実
子   ど			質の高い乳幼児教育・保育の充実
ŧ	2	安心して子育てできる	子育て家庭の支援の推進
子ども・若者	2	環境の整備	支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート
	3	若者が力を発揮できる	若者が力を発揮できる環境の充実
	J	環境づくり	生きづらさを抱える若者への支援
			キャリア・未来デザイン教育の推進
	4	新たな学校教育の	教育DXのさらなる推進
	7	推進	多様な個性が生かされる教育の推進
+//_			多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり
教育	5	   不登校支援の強化	相談・支援体制の充実と連携体制の強化
		小豆伙又抜り畑化	多様な学びの場や居場所の充実
	6	6 生涯を通じた学習の 充実	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
			常に学ぶ区民意識の涵養と社会参加の促進
			文化財の保護・普及活動の推進
	7		主体的に取り組める健康づくりの推進
		健康づくりの推進	こころの健康づくり
			介護予防の総合的な推進
健康	8	8 福祉につながる	身近な福祉相談の充実と地域づくり
福祉	・ ネットワークの強化	地区でつながり続ける支援体制の構築	
祉			安心して暮らせる居住環境の整備
	9	9 地域福祉の推進と 基盤整備	地域生活課題の解決に向けた取組み
			在宅医療・介護連携の推進
			福祉人材の確保及び育成・定着支援
		安全・安心の	地域防災力の向上
災	10	まちづくり	犯罪抑止の取組み
害			健康危機管理体制の強化
災害·危機管理			震災に強い街づくり
管理	11	11 災害に強い街づくり	都市の事前復興
生			水害を抑制する街づくり
			日常の安全・安心な街づくり



分野	政策		政策に連なる施策
	12	2 脱炭素化の推進	区民・事業者の脱炭素行動の支援
環境・リサイクル・みどり			公共施設や区事業活動における脱炭素の実施
・リ		快適で暮らしやすい 生活環境の構築	地域環境美化活動の推進
サイ	13		たばこルールの推進
クル		上口塚光の舟来	ごみ減量と資源循環型社会の形成
み	14		世田谷らしいみどりの保全・創出
ک h		豊かな自然環境の  保全・創出	生物多様性の保全
			協働によるみどり豊かなまちづくりの推進
			多様な地域産業の持続可能性確保に向けた基盤強化
経			起業の促進と多様な働き方の実現
経 済 • 産 業	15	15 持続可能な 地域経済の実現	地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの 推進
亲			地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカ ル消費の推進
	16		誰もが文化・芸術を身近に感じ楽しめる環境の整備
文化・スポ		16 文化・芸術の振興	地域活動団体の支援と交流の促進による文化・芸術活動の活性化
ポープ	17	17 生涯スポーツの推進	スポーツを通じた生きがい・健康づくり
リリツ			スポーツを通じた共生社会の実現
			スポーツを通じた活力あるまちづくり
	18	18 魅力ある街づくり	地区特性に応じた街づくりの推進
			魅力あるにぎわいの拠点づくり
都市			歩いて楽しめる魅力づくり
整備	19	   交通環境の整備	地域公共交通の活性化
備	17	ス 世 塚 元 い 走	自転車利用環境の整備
	20	都市基盤の整備・	道路ネットワークの計画的な整備
	20	更新	公園・緑地の計画的な整備
人			人権への理解促進
権	21	21 多様性の尊重	男女共同参画の推進
人権・コミュニティ			DV防止の取組み
그			多文化共生の推進
ティ	22	地域コミュニティの	地域への参加促進と地域活動の活性化
1	~~	22   促進	区民や活動団体の連携・協働促進

#### 政策とSDGsとの関係

持続可能な開発目標(SDGs)\*とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された、持続可能な世界の実現のために令和12年(2030年)までに世界中で取り組む国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、未来を見据えたバックキャスティング\*の発想を活用し、「誰一人取り残さない」ために先進国を含めた全ての国で取組みが進められています。

基本計画では、各分野別政策とSDGsとの関連を明らかにすることで、関連性を意識しながら分野横断的な施策展開を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

なお、5番目のゴール「ジェンダー平等を実現しよう」は、分野横断的な価値としてSDGs の全てのゴールの実現に不可欠なものであるため、あらゆる政策において、ジェンダーの視点を確保し施策に反映する「ジェンダー主流化」が求められます。

また、17番目のゴール「パートナーシップで目標を達成しよう」の中には「マルチステークホルダー・パートナーシップ」という概念が含まれており、行政・民間・区民の協働によって持続可能な社会の実現を目指すことが掲げられています。

これは、計画の理念に「参加と協働を基盤とする」を掲げる世田谷区において、計画全体を 貫き計画の土台となる根本的な考え方であるため、政策や施策を推進する手段として捉えれ ば全ての政策と関係があります。

そのため、本計画ではジェンダー平等の実現、パートナーシップの充実自体を目的として いる政策にのみ関係性を示しています。

#### 貧困をなくそう 飢餓をゼロに あらゆる場所のあらゆる形態の 飢餓を終わらせ、食料安全保障 SDGsの17の目標 ŇŧŧŤŧŤ 貧困を終わらせる。 及び栄養改善を実現し、持続可 能な農業を促進する。 ジェンダー平等を実現しよう 全ての人に健康と福祉を 質の高い教育をみんなに ジェンダー平等を達成し、すべて あらゆる年齢のすべての人々の すべての人々への包摂的かつ公 ₫ 正な質の高い教育を提供し、生 の女性及び女児の能力強化を行 健康的な生活を確保し、福祉を う。 推進する。 涯学習の機会を促進する。 安全な水とトイレを世界中に エネルギーをみんなにそしてクリーンに 働きがいも経済成長も すべての人々の水と衛生の利用 すべての人々の、安価かつ信頼 包摂的かつ持続可能な経済成長、及 • 可能性と持続可能な管理を確保 できる持続可能な近代的エネル び全ての人々の完全かつ生産的な雇 ギーへのアクセスを確保する。 用及び働きがいのある人間らしい雇用 する。 (ディーセント・ワーク)を促進する。 人や国の不平等をなくそう 産業と技術開発の基盤をつくろう 住み続けられるまちづくりを 各国内及び各国間の不平等を是 包摂的で安全かつ強靱(レジリエ 強靱(レジリエント)なインフラ構 築、包摂的かつ持続可能な産業 ント)で持続可能な都市及び人 正する。 化の促進及びイノベーションの 間居住を実現する。 推進を図る。 つくる責任 つかう責任 気候変動に具体的な対策を 海の豊かさを守ろう 持続可能な生産消費形態を確保 気候変動及びその影響を軽減す 持続可能な開発のために海洋・ 海洋資源を保全し、持続可能な るための緊急対策を講じる。 形で利用する。 陸の豊かさも守ろう 平和と公正をすべての人に パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための平和で包 陸域生態系の保護、回復、持続可 持続可能な開発のための実施手 8 能な利用の推進、持続可能な森林 摂的な社会を促進し、すべての人々 段を強化し、グローバル・パート の管理、砂漠化への対処、ならび に司法へのアクセスを提供し、あら ナーシップを活性化する。 に土地の劣化の阻止・回復及び生 ゆるレベルにおいて効果的で説明責 物多様性の損失を阻止する。 任のある包摂的な制度を構築する。

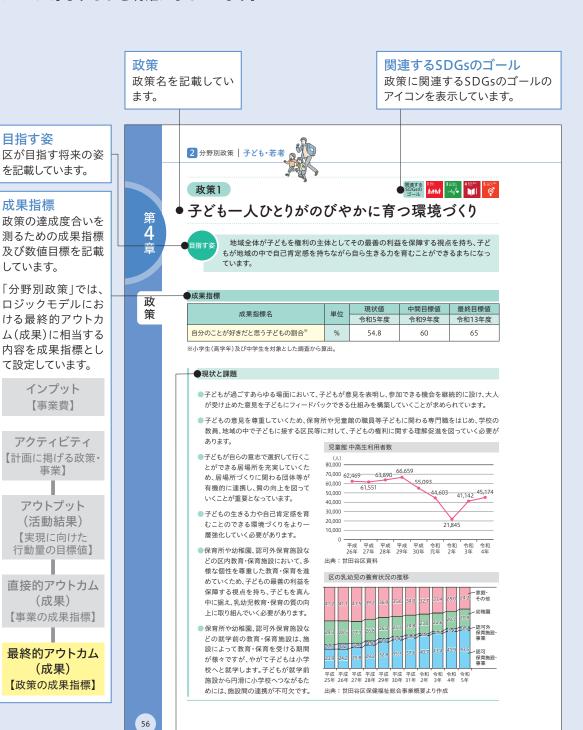


## 基本計画における各政策と関連するSDGsのゴール

	政策名	関連するSDGsのゴール
1	子ども一人ひとりがのびやかに育つ 環境づくり	1 2005 1
2	安心して子育てできる環境の整備	1 ***
3	若者が力を発揮できる環境づくり	4 minutes
4	新たな学校教育の推進	4 ************************************
5	不登校支援の強化	4 344.5**
6	生涯を通じた学習の充実	
7	健康づくりの推進	3 € € € € € € € € € € € € € € € € € € €
8	福祉につながるネットワークの強化	3 correct  -√√→  10 correct  - □  -√√→
9	地域福祉の推進と基盤整備	3 € € € € € € € € € € € € € € € € € € €
10	安全・安心のまちづくり	
11	災害に強い街づくり	
12	脱炭素化の推進	7 Harring 13 Harring 14 Harring 15 Harring 1
13	快適で暮らしやすい生活環境の構築	11 BESSET 12 SCHOOL 14 BEST 14 BEST 15
14	豊かな自然環境の保全・創出	13 :::::: 15 :::''`
15	持続可能な地域経済の実現	1: ***
16	文化・芸術の振興	
17	生涯スポーツの推進	3 *******
18	魅力ある街づくり	
19	交通環境の整備	3 :::::: 9 ::::::::::::::::::::::::::::
20	都市基盤の整備・更新	9 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
21	多様性の尊重	5 section (
22	地域コミュニティの促進	11 ***********************************

#### 政策ページの見方

分野別政策では、各政策において目指す姿を設定し、その実現に向けて取り組むべき重要な施策や、その施策を推進するための主な事業を記載するとともに、各政策の達成度合いを測るための成果指標を設定し、中間年度(令和9年度)と最終年度(令和13年度)に達成状況を確認することとしています。また、関連するSDGsのゴールを設定し、各政策がSDGsのどのゴールに寄与するかを明確に示しています。



#### 現状と課題

政策に関する区の現状と課題を記載しています。

#### 分野別政策と基本構想「九つのビジョン」との関連を示しています。

表記	九つのビジョン			
個 人	個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする			
子ども教育	子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する			
健康	健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする			
災害	災害に強く、復元力を持つまちをつくる			
環境	環境に配慮したまちをつくる			
産業	地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする			
文 化	文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する			
まち	より住みやすく歩いて楽しいまちにする			
参加	ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする			

◆ 九つのビジョン 個人 <mark>そども</mark> 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

#### 施策の概要

#### 1 子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり●

子ども一人ひとりが生まれながらに持っている子どもの権利について理解し、子どもの権利が守られた地域社会を実現していくため、子どもと大人を対象に子どもの権利について学習する機会を確保します。また、地域の中で子どもが生きるかと自己肯定感を育むことができるよう、子どもや若者が意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会への参加・参画を促進します。

#### 主な事業 p.122

- ●子どもの権利学習の実施 ●子どもの参加・意見表明の機会の充実
- ●思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知啓発の実施

#### ② 子どもの成長を支える環境の充実

子どもが自らの意志で選択して行くことができ、ありのままの自分を受け入れてくれる安心な居場所づくりや、子どもの生きる力と自己肯定感を育むための外遊びの機会と場づくりを地域の子どもを支える社会資源と連携しながら推進します。

#### 主な事業 p.124

- ●児童館の整備・充実●放課後児童クラブの整備・充実
- 子どもを支えるネットワークづくりのための児童館地域懇談会の実施外遊び事業の充実

#### ③ 質の高い乳幼児教育・保育の充実

就学前から質の高い幼児教育・保育を提供することで、子どもの健やかな成長につなげます。また、就学前施設と就学先との円滑な連携により、就学前から就学後の一貫した支援を行います。

#### 主な事業 p.126

- ●乳幼児教育・保育の質向上に向けた研修等の充実
- ●地域資源を活用した教育・保育施設における質の向上

#### 関連する個別計画等

世田谷区子ども計画(第2期)後期計画、世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画





#### 施策の概要

政策を推進するため の施策の名称及び取 組みの方向性を記載 しています。

#### 主な事業

施策を推進するための主な事業を記載しています。「第5章 施計画」において、事業ごとに目的と内容・実現に向けた行動成の目標値・事業の目標値を掲載しています。

#### 関連する 個別計画等

政策に関連する個別 計画等を記載してい ます。

57

分野別政策

## 子ども・若者



# 2 分野別政策 | 子ども・若者

#### 政策1









## 子ども一人ひとりがのびやかに育つ環境づくり



地域全体が子どもを権利の主体としてその最善の利益を保障する視点を持ち、子ど もが地域の中で自己肯定感を持ちながら自ら生きる力を育むことができるまちになっ ています。

#### 成果指標

<b>比田比博</b> 夕	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
成果指標名		令和5年度	令和9年度	令和13年度
自分のことが好きだと思う子どもの割合 <sup>※</sup>	%	54.8	60	65

※小学生(高学年)及び中学生を対象とした調査から算出。

#### 現状と課題

- ■子どもが過ごすあらゆる場面において、子どもが意見を表明し、参加できる機会を継続的に設け、大人 が受け止めた意見を子どもにフィードバックできる仕組みを構築していくことが求められています。
- ●子どもの意見を尊重していくため、保育所や児童館の職員等子どもに関わる専門職をはじめ、学校の 教員、地域の中で子どもに接する区民等に対して、子どもの権利に関する理解促進を図っていく必要が あります。
- ●子どもが自らの意志で選択して行くこ とができる居場所を充実していくた め、居場所づくりに関わる団体等が 有機的に連携し、質の向上を図って いくことが重要となっています。
- ●子どもの生きる力や自己肯定感を育 むことのできる環境づくりをより一 層強化していく必要があります。
- 保育所や幼稚園、認可外保育施設な どの区内教育・保育施設において、多 様な個性を尊重した教育・保育を進 めていくため、子どもの最善の利益を 保障する視点を持ち、子どもを真ん 中に据え、乳幼児教育・保育の質の向 上に取り組んでいく必要があります。
- ●保育所や幼稚園、認可外保育施設な どの就学前の教育・保育施設は、施 設によって教育・保育を受ける期間 が様々ですが、やがて子どもは小学 校へと就学します。子どもが就学前 施設から円滑に小学校へつながるた めには、施設間の連携が不可欠です。

#### 児童館 中高生利用者数 (人) 80,000 63,890 66,659 70,000 62,469 55,093 60,000 61,551 41,142 45,174 44,603 50,000 40,000 30,000 20.000 21.845 10,000 平成 平成. 平成 平成 平成 令和 令和 令和 令和 26年 27年 28年 29年 30年 3年 元年 2年 4年

出典:世田谷区資料

#### 区の乳幼児の養育状況の推移



平成 平成 平成 平成 平成 平成 令和 令和 令和 25年 26年 27年 28年 29年 30年 31年 2年 3年

出典:世田谷区保健福祉総合事業概要より作成

九つのビジョン 個人 子ども 対音 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

#### 施策の概要

#### 1 子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり

子ども一人ひとりが生まれながらに持っている子どもの権利について理解し、子どもの権利が守られた地域社会を実現していくため、子どもと大人を対象に子どもの権利について学習する機会を確保します。また、地域の中で子どもが生きる力と自己肯定感を育むことができるよう、子どもや若者が意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、地域社会への参加・参画を促進します。

#### 主な事業 p.122

- ●子どもの権利学習の実施 ●子どもの参加・意見表明の機会の充実
- ●思春期世代に向けたリプロダクティブ・ヘルス/ライツ周知啓発の実施

#### ② 子どもの成長を支える環境の充実

子どもが自らの意志で選択して行くことができ、ありのままの自分を受け入れてくれる安心な居場所づくりや、子どもの生きる力と自己肯定感を育むための外遊びの機会と場づくりを地域の子どもを支える社会資源と連携しながら推進します。

#### 主な事業 p.124

- ●児童館の整備・充実 ●放課後児童クラブの整備・充実
- ●子どもを支えるネットワークづくりのための児童館地域懇談会の実施 ●外遊び事業の充実

#### ③ 質の高い乳幼児教育・保育の充実

就学前から質の高い幼児教育・保育を提供することで、子どもの健やかな成長につなげます。また、就学前施設と就学先との円滑な連携により、就学前から就学後の一貫した支援を行います。

#### 主な事業 p.126

- ●乳幼児教育・保育の質向上に向けた研修等の充実
- ●地域資源を活用した教育・保育施設における質の向上

#### 関連する個別計画等

世田谷区子ども計画(第2期)後期計画、世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画







#### 政策2









## 安心して子育てできる環境の整備



全ての子育て家庭が、妊娠期から孤立することなく、日々の暮らしの身近なところで、 地域の人々や子育て支援につながりながら、安心して暮らしています。また、子育て世帯 や子育てを支える多様な世代が交流できる場や機会が充実し、子どもが健やかに育つ ことができるまちになっています。

#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合	%	73.2	74	75
子ども・若者と子育てを支える地域資源の数	箇所	1,056	1,088	1,101

#### 現状と課題

- ●長引くコロナ禍において、多くの世帯で妊娠期から就学前までの子育てが配偶者やパートナーだけで 行われている現状が区の調査によって明らかになりました。この現状を解決するためにも、区・医療・ 地域が連携し、妊娠期から就学前までの子育て家庭を切れ目なく支える「世田谷版ネウボラ」をさらに 深化させ、身近なところに、地域の人々や子育て支援につながるための場や機会を充実させることが 急務になっています。
- ●「子育てをとても楽しい」と感じる世帯が減少しており、子どもを一時的に預けられることで負担を軽減 できる環境が必要となっています。また、「子育てが辛い」と感じる保護者ほど、子育ての相談先の数が 少ない傾向があり、日々の暮らしの身近なところでの寄り添い支援が重要です。
- ●1割を超える子どもが経済的な理由による生活困難を抱えており、生活困難層の子どもほど夜間までの 居場所の利用意向が高いにもかかわらず、夜間を一人で過ごしている傾向があります。そのため、夜間・ 休日を含め日常的に利用できる固定の場所で、様々な事情を抱えた子ども一人ひとりに丁寧に寄り 添いながら、学習と生活を支えていく必要があります。
- ■ひとり親家庭の親は、仕事と家事・育児を一人で両立しており、区役所に相談に行くことが難しかったり、 相談窓口の情報を集める余裕がなかったりするため、ひとり親家庭が相談につながるよう、相談の機会 を拡充する必要があります。
- ●子どもの発達が気になる保護者にとって、療育などの専門機関は敷居が高く感じるなど心理的障壁 が高く、おでかけひろばなど親子が過ごすより身近な場で気軽に相談ができる機会を提供する必要が あります。
- ●ヤングケアラーが抱える問題は、本人や家族に自覚がないといった理由などから、家庭の外に表面化 しにくいという課題があるため、周囲の大人が気づきの感度を高めて早期に発見し、関係機関が連携 して支援につなげる必要があります。
- ●代替養育\*が必要な子どもが、家庭と同様の環境である里親家庭で養育される割合は26%程度で、国 が示す目標値に届いていません。地域に向けた里親制度の普及啓発を充実して里親登録数を増やす とともに、里親家庭で暮らす子どもが安定した環境で養育されるよう、里親の養育力向上の取組みや 里親子の支援を強化する必要があります。

#### 子育てを楽しく感じるか(妊娠中や出産直後の精神的な安定感別)【就学前児童保護者調査】

		ことが多いと感じる	ことが多い いと感じる とが多いと	じくらい じくらい 同じくらい 同じくらい はること 感じ	とが多い と感じるこ とうと辛い	とても辛い	無回答	(%
精妊	とても安定していた (n=805)	53.0	36.6	8.4	1.4	0.1	0.4	
精神状態の	まあ安定していた (n=1,490)	32.7	48.1	15.4	3.0	0.4	0.5	
	やや不安定になった (n=621)	26.4	46.7	21.4	4.0	0.8	0.6	
	とても不安定になった (n=212)	24.5	36.8	21.7	12.3	3.3	1.4	
<b></b>	とても安定していた (n=492)	65.2	28.7	4.7	1.2	0.0	0.2	
精神状態の	まあ安定していた (n=1,069)	36.9	48.8	12.3	1.4	0.3	0.3	
	やや不安定になった (n=976)	29.4	48.8	17.1	3.6	0.3	0.8	
	とても不安定になった (n=590)	21.5	40.8	26.1	8.5	2.2	0.8	

出典:世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画の策定に伴うニーズ調査報告書(令和4年度)

#### 施策の概要

#### 1 子育て家庭の支援の推進

子どもと子育て家庭が孤立することなく、日常的に身近な地域で、見守りや相談・支援につながり、交流できる場や事業の充実に取り組みます。また、子育てをしている保護者が身近な場所で子育て等に関する相談ができるように子どもやベビーカーを押した保護者が歩いて15分で行ける距離におでかけひろばを整備するとともに、支援が必要な母子に対し、心身の状態に応じた保健指導、育児に関する助言等を行う産後ケア事業に確実につなげていけるよう、事業の拡充を進め、適切な支援を提供します。

#### 主な事業 p.127

- ●おでかけひろばの充実 ●一時預かり事業の充実
- ●認可保育施設での育児相談や在宅子育て支援事業の充実 ●子育て支援における地域資源開発の推進
- ●両親学級の充実 ●産後ケア事業の充実

#### ② 支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート

生活困難を抱える子どもや保護者の生活の安定のために、生活困難を抱える子どもに対する学習・生活支援の充実を図るなど、子どもの貧困対策を推進します。仕事と家事・育児を一人で両立しているひとり親家庭が必要な相談支援に結びつくように、ひとり親家庭を対象に休日相談支援を行います。子どもの発達が気になる保護者が、子どもとの関わり方や子育てに関するヒントなど気づきを得られるよう、おでかけひろばなどの親子が過ごす身近な場でわくわくタイム(発達支援親子グループの簡易版)を実施します。代替養育を必要とする子どもが家庭と同様の環境で健やかに成長できるように、里親制度の普及啓発及び必要な社会的養育の体制整備に取り組みます。身近な地区において、児童館が多様な地域資源と連携し、相談支援や見守りのネットワークの中核的役割を果たすことにより、切れ目ない支援や見守りを強化し、子どもや子育て家庭が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

#### 主な事業 p.129

- ●生活困窮世帯等の子どもと家庭を支える学習・生活支援事業「まいぷれいす」の実施
- ●ひとり親家庭等への休日相談支援事業の充実 ●発達支援親子グループ事業の拡充
- ■里親等委託の推進■子どもの見守り及び支援にかかる児童館職員のスキルの向上
- ●ヤングケアラーへの支援の推進

#### 関連する個別計画等

世田谷区子ども計画(第2期)後期計画、世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画、世田谷区社会的 養育推進計画

## 政策3







## 若者が力を発揮できる環境づくり



若者の主体的な活動を促し、世代を超えた出会いや交流の機会を創出していくこと で、若者が地域での活動に積極的に参加・参画し、次代の担い手として地域の主役にな ることができるまちになっています。また、ひきこもり等困難を抱えた若者が自ら選択し た居場所や相談機関に支えられ、自分らしくいきいきと生活でき、安心して暮らしていく ことができるまちになっています。

#### 成果指標

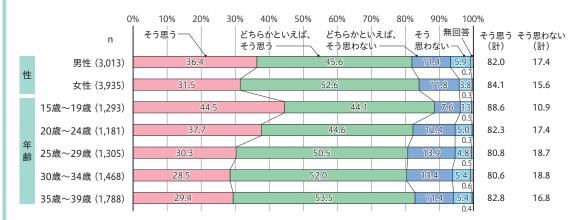
成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
身近な人や社会の役に立ちたいと思う若者の割合*	%	89.4	90	92
学校や仕事以外で、趣味の活動やイベント、ボラン ティアなどに関わった若者の割合**	%	27.6	30	35

※区民意識調査の18歳~39歳の回答から算出。

#### 現状と課題

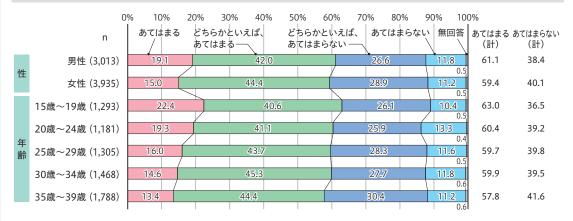
- ●区では、「子ども計画(第2期)後期計画 |に内包して「若者計画 |を策定し、これに基づく施策を推進して います。若者の交流と活動の促進に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、 人との出会い、交流等の機会が減少したことにより、若者が主体的に活動する機会が減少することで、 自己肯定感や自己有用感を得ることが難しくなっていくことが懸念されています。若者の主体的な活動 を促し、企画から関わることや交流の場づくりの中で活躍することにより、達成感を得ながら自己有用 感を高めていける環境づくりが必要です。
- 区では、様々な困難を抱えた若者への支援を実施していますが、担当所管が多岐にわたり、適切な支援 先を案内できなかったり、そもそも困難を抱えているのか見極めることができず見過ごしてしまうケー スも考えられます。これまでに構築した多機関協働の仕組みを広げるとともに、地域資源も含め多種多 様な支援者・支援機関の連携・情報共有の仕組みと重層的な支援を強化することが求められています。

#### 若者の社会貢献への意欲



出典:内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年度)

#### 今の自分が好きだと回答した若者の割合



出典:内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」(令和4年度)

#### 施策の概要

#### 1 若者が力を発揮できる環境の充実

若者が地域や様々な活動を通じて多様な人々と関わりを持つことで、自己肯定感や自己有用感、社会の真ん中にいるという実感を持つことができ、力を発揮できる環境の実現のために、若者が意見形成を進めるための情報提供や学ぶ機会を充実し、意見表明できる環境整備を進めます。また、身近な地域で、主体的、継続的に参加し、活躍していくための仕組みづくりを進めます。さらに、若者がそれぞれの希望に応じたライフステージを実現するための支援を行うとともに、関係機関との効果的な連携を強化します。

#### 主な事業 p.131

●中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進 ●青少年交流センターのプログラムの充実

#### 2 生きづらさを抱える若者への支援

様々な困難を抱える若者に対する支援者や支援機関の気づきの感度を高め、早期に適切な支援の機会を提供できるよう取り組むとともに、様々な関係機関とのネットワークの中で支えられながら、自分らしくいきいきと生活できる地域環境整備を進めます。

#### 主な事業 p.132

●若者の相談・支援の充実 ●児童養護施設退所者等相談支援事業の実施

#### 関連する個別計画等

世田谷区子ども計画(第2期)後期計画、世田谷区子ども・子育て支援事業計画調整計画、世田谷区社会的 養育推進計画





分野別政策

# 教 育





#### 政策4







## 新たな学校教育の推進



子どもたちが自ら地域課題の解決策や興味、関心が高いテーマなどについて考える 探究的な学びへと学びの質的転換が進み、一人ひとりの多様な個性・能力を伸ばす 学校教育が行われるとともに、変化の激しい時代を担う全ての子どもたちがこれからの 社会を生きるために必要な基礎を育む質の高い学校教育が実現しています。

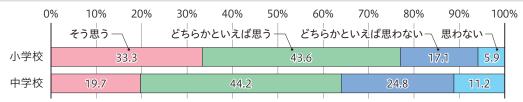
#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値	
		令和5年度	令和9年度	令和13年度	
学びが楽しいと感じる児童・生徒の割合	%	小学生 77.1 中学生 69.5	小学生 82 中学生 74	小学生 86 中学生 78	

#### 現状と課題

- ●幼児教育と義務教育を一体的に捉え、子どもたちが未来に向けて将来像を描きながら、主体となって人生の指針を創る「キャリア・未来デザイン教育\*」を展開しています。急激に変化する社会の中で、子ども一人ひとりが社会の担い手として自らが課題に向き合い判断して行動し、それぞれが思い描く未来を実現するための資質・能力を育むため、区独自のキャリア・未来デザイン教育を推進する必要があります。
- ●近年のOECD\*による国際学力調査(PISA調査\*)によると、日本の学習面でのデジタル機器使用率が 先進国中、最低レベルとされています。今後、様々な分野でDXによる社会変革が見込まれるなか、区で も教育DX推進を通して子どもたちの学びのアップデートを図るとともに、教員が子どもと向き合う時間 の創出に向け、働き方改革を推進する必要があります。
- ●支援・配慮が必要な子どもへの総合的な支援に向け、いじめや不登校の訴えやサインを敏感に察知するとともに、インクルーシブ教育の実現や特別支援教育の充実に向けた取組みを進め、様々な相談に対応していく必要があります。そのため、学校や専門チームをはじめ、状況に応じて福祉部門とも連携を図りながら課題を解決する総合的な相談体制の整備を一層進める必要があります。
- ●不登校出現率は、区内小学校1.88%、区内中学校で6.93%であり、国や東京都の平均より高く(全国: 小学校1.70%、中学校6.30%)、不登校児童・生徒の中には、強い好奇心や感受性、豊かな想像力、 高い身体的活動性、過敏な五感や機能間の発達水準の偏りによる環境になじめない困難から不登校 になる事例があり、多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくりを進める必要があります。

#### 地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童・生徒の割合



出典:文部科学省「令和5年度全国学力·学習状況調査報告書」

#### 施策の概要

#### 1 キャリア・未来デザイン教育の推進

キャリア教育として、児童・生徒が学ぶことや協働することの意義を実感できるように、学校や地域等の

実態に応じた特色ある教育活動の充実に取り組みます。また、せたがや探究的な学びとして、学びの中で、子どもが自ら課題を発見し、その課題を解決するための「探究のプロセス」を繰り返し、発展させていくことを通して、将来、自己実現を図るために必要な資質・能力を身につける教育活動の充実に取り組みます。

#### 主な事業 p.134

●キャリア教育 ●せたがや探究的な学び

#### ② 教育DXのさらなる推進

児童・生徒一人ひとりへ配付しているタブレット端末で学習したデータの利活用による個別最適化された学びの推進や、ICTを活用した教職員の働き方改革など、統合型校務支援システム\*を基軸とした教育におけるデジタル化による変革(教育DX)の実現に向けた取組みを進めます。また、配付しているタブレット端末などのICT機器を活用し、自ら学びを考え、主体的に判断・行動し、よりよく課題を解決する能力を身につけられるよう、探究的な学びを推進します。あわせて、子どもたちを取り巻くデジタル環境の加速度的な進展に伴い、スマートフォンやネット依存傾向等への対策もさらに重要となるため、子どもたちとともに創り出す「世田谷版デジタルとの付き合い方ルール」の確立に向け、ネットリテラシー\*教育を引き続き充実させるとともに、デジタルとアナログ(紙や本)とのバランスにも配慮します。

#### 主な事業 p.135

- ●ICTを活用した教員の働き方改革の推進 ●ICTを活用した学びの推進
- ●児童・生徒の情報活用能力の育成

#### ③ 多様な個性が生かされる教育の推進

全ての子どもたちが共に学び共に育つことができるよう、総合的な相談体制の充実を図るとともに、インクルーシブ教育を推進するために、インクルーシブ教育に関するガイドラインや好事例データベースを整備し、教員の理解促進を図ります。また、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育及び特別な支援を要する児童・生徒に応じた合理的配慮の充実を図ります。

#### 主な事業 p.137

●インクルーシブ教育の推進 ●特別支援教育の充実

#### 4 多様性や個性を認め伸ばす学びの場づくり

才能や認知・発達の特性等により、特定分野に特異な才能がある子どもの学習上・学校生活上のニーズを把握し、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育の推進を図るため、区内小・中学校で研究校を指定し、調査研究課題の整理及び実態把握、カリキュラム・マネジメント\*に取り組み、研究成果を区内幼稚園、区内小・中学校へ周知します。また、教育総合センターを拠点としたアウトソーシングの活用による多様な学びの形の提供を目的として、区内小・中学校を対象に、教育総合センターで開催する各種講座や高校・大学・企業等との連携の取組みへの参加機会を確保するとともに出前講座などを実施します。

#### 主な事業 p.138

●魅力ある学校づくりモデル研究 ●多様な体験学習 ●高校・大学・企業等とのマッチングの推進

#### 関連する個別計画等

世田谷区教育振興基本計画、世田谷区子ども計画(第2期)後期計画、世田谷区教育の情報化推進計画、ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画、せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画 - 、健康せたがやプラン

## 2 分野別政策 | 教育

#### 政策5





## 不登校支援の強化

いじめ等の早期発見や未然防止及び深刻化防止への適切な対応が図られ、学校 内外の教育相談や不登校対策が充実し、児童・生徒とその保護者の問題解決を支援 する仕組みが構築されています。また、児童・生徒、保護者の状況を的確に把握し、多様 性や個性に応じた支援方針が定められ、ICTの活用も視野に入れた多様なプログラム の実施により、学校外の居場所や学びの場を選ぶことも可能になるなど、一人ひとり の状況に即した適切な支援が行われ、どこにも支援につながっていない児童・生徒の 割合が減少しています。

#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
不登校児童・生徒 <sup>*</sup> のうち何らかの支援を 受けている児童・生徒の割合	%	76	82	86

※年度間に累積で30日以上欠席した不登校児童・生徒。

#### 現状と課題

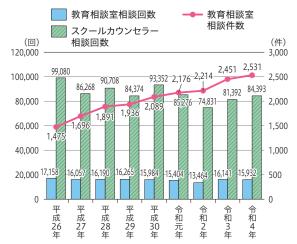
- ●世田谷区の不登校児童・生徒数は、令和4年(2022年)度で小学校725人、中学校815人、合計1,540人 となっており、令和元年(2019年)度以降、急激な増加傾向にあります。
- 教育相談の件数は年々増加し、児童・生徒やその保護者が抱える課題が多様化、複雑化するなか、課題 解決を速やかに図る必要があります。
- ●不登校児童・生徒数が増加傾向にあるなか、学校と連携し、不登校の背景にある環境の改善を図り、初 期対応から事後対応まで一貫した支援を行う体制を整備し、不登校の抑制を図るとともに、不登校児 童・生徒の社会的自立を支援する必要があります。

#### 世田谷区立小・中学校の不登校児童・生徒数の推移



出典: 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」

#### 教育相談室、スクールカウンセラーへの相談件数



出典:世田谷区資料

#### 施策の概要

#### 1 相談・支援体制の充実と連携体制の強化

児童・生徒とその保護者が抱える問題の解決を支援するため、家庭の福祉的課題等への対応を含めた学校内外の教育相談機能を充実するとともに、医療、福祉など関係機関との連携を図ります。また、教育総合センターの開設を踏まえ、不登校対策の中核的機能や研究機能を含めた総合的な相談体制を構築するとともに、相談機関や不登校支援グループと学校が連携して支援する体制の構築を図ります。

#### 主な事業 p.140

●不登校支援グループによる相談受付・支援活動の実施

#### ② 多様な学びの場や居場所の充実

不登校の予防から事後対応まで一貫した支援を行う体制の整備や、学びの多様化学校(不登校特例校)、ほっとスクール\*、オンライン事業等による支援拡充等により、個々のニーズに応える学習や居場所の提供などを一層進め、不登校対策の充実を図ります。

#### 主な事業 p.141

- ●ほっとルームの充実 ●オンライン支援事業の充実 ●ほっとスクールの充実
- ●学びの多様化学校(不登校特例校)の充実

#### 関連する個別計画等

世田谷区教育振興基本計画、世田谷区子ども計画(第2期)後期計画













# 生涯を通じた学習の充実

区民が年齢を問わず学び続け、いつでも学び直しができるよう、学びの機会と場が充 実しているとともに、多様な人材が社会的な資源となってつながりあい、連携・協働を 通じて地域コミュニティづくりが広がっています。

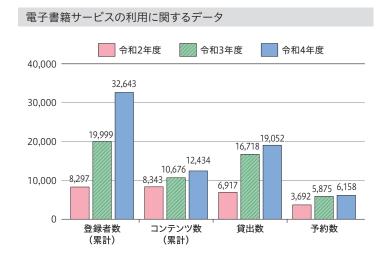
図書館が、知と学びと文化の情報拠点、また地区の文化や歴史の「知」の拠点として、 コミュニティの醸成につながる交流の場所、地域に開かれた知的な居場所となっています。 区民が世田谷区に愛着を持ち、世田谷の歴史・文化を大切にしながら、多くの文化財 を保存・活用し、貴重な文化財を次の世代に確実に継承しています。

#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
风木担悰石		令和5年度	令和9年度	令和13年度
生活の中で学びが身近に感じられるように なった区民の割合	%	69.5	71	73

#### 現状と課題

- ●地域の多様な社会資源と連携協働して、持続可能な地域社会の担い手を育成するとともに、区民の「つ ながり」や「かかわり」を創出し、地域コミュニティに結びつけていく環境の整備が求められています。 学校や地域で、区内大学等とのネットワークの構築や、文化・芸術などを子どもから大人まで誰もが 身近に親しむ機会の充実が必要です。
- ●生活や社会のあり方が今後さらに大きく変化することが予測されるため、区民が変化に対応する力を 身につけ、多様で複雑化する課題に挑み、豊かな人生を送ることができるよう、多元的な学びの場や機 会の提供が必要です。
- 乳幼児から小中学生、高校生、大人へと読書の習慣が続くよう、成長段階に応じた切れ目のない読書支 援に取り組んできましたが、特に読書量が減少する中高生世代に対し、読書への興味を引く取組みを進 める必要があります。
- ●中央図書館や地域図書館で は、館や地域の特性を活かした テーマ展示を行っていますが、 社会状況や周辺状況の変化を 受け、地区の文化や歴史の「知| の拠点としての図書館を目指 す必要があります。また、図書 館サービスの根幹をなす図書 資料等の充実に継続して取り 組むとともに、電子書籍などの 新たな情報メディアを積極的 に取り入れる必要があります。
- ●かつて農村であった時代や、住 宅都市へと変わり始める明治



出典:世田谷区資料

から大正、昭和初期の風景の多くが失われ、まちの成り立ちや歩みを伝えていくことが難しくなっています。次世代に世田谷の歴史・文化を継承していくため、郷土の歴史・文化について、あらゆる世代の区民が学習し、文化財に親しむ機会を提供していくことが必要です。

#### 施策の概要

#### 1 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

図書資料の充実や区民と情報をつなぐサービスの推進を図り、仕事や暮らしの中で生じた問題・課題の解決のために必要な知識・情報を提供するとともに、区民の文化的活動や、教養、レクリエーションの機会など多様な学習の機会をつくります。また、区民の利便性を向上させるため、身近で手軽な図書の貸し出しに取り組みます。さらに、子どもや若者が本と出会い、本を読む楽しさや大切を感じる機会を増やし、それらを通じて子どもたちが成長し、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう支援します。

#### 主な事業 p.143

●読書機会の提供による読書習慣の継続 ●非来館型図書館サービスの充実 ●図書館機能の充実

#### ② 常に学ぶ区民意識の涵養と社会参加の促進

地域の生涯学習事業への主体的な参加を促し、地域の大人自身が相互に学び合い育ち合う活動の活性化を図るため、学習活動の発表交流や、ネットワークづくりなどを支援します。また、区内大学等との連携を強めて、区民の多様なニーズに応えるとともに、生涯学習で取得した知識や経験の活用による地域コミュニティへの参加や豊かな人生の創出につながるよう、区民が主体的に学びに参加し、継続的に学び交流できる場や機会の充実を図ります。

#### 主な事業 p.144

●多様な学びと体験の提供 ●学んだ成果を生かせる地域づくり

#### ③ 文化財の保護・普及活動の推進

世田谷の歴史・文化を次世代に継承していくため、多くの区民が地域の文化財に親しむことができるよう、多世代が世田谷の歴史・文化を学ぶ機会を設けるとともに、文化財に関する多様な情報発信を積極的に行います。

#### 主な事業 p.145

●デジタルミュージアムのコンテンツの充実 ●文化財ボランティアの育成・支援

#### 関連する個別計画等

世田谷区教育振興基本計画、第3次世田谷区立図書館ビジョン、世田谷区文化財保存活用基本方針、世田谷区第4期文化・芸術振興計画





分野別政策

# 健康·福祉









# 健康づくりの推進



全世代を通して、区民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりの 取組みを推進するとともに、心身ともに安心できる支援の仕組みが確立され、いつまで も健康で安らかに暮らしています。また、高齢者が、住民同士の支え合いと事業者との 連携による多様な介護予防に取り組むことで、住み慣れた地域で、生きがいを持って、 いきいきと自分らしく暮らせるまちになっています。

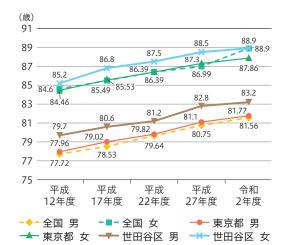
#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
	半位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすこ とができていると思う区民の割合	%	77.7	79	80
65歳健康寿命(要介護2)*	歳	男性 83.49 女性 86.08 (令和3年)	男性 83.89 女性 86.46 (令和7年)	男性 84.29 女性 86.84 (令和11年)

#### 現状と課題

○区民の平均寿命と65歳健康寿命は延びていますが、平均寿命の延びに対して65歳健康寿命の延びは 鈍い状況にあります。区民の健康状況は比較的良好なものと推測され、「健康」に対する意識も高く、健 康づくりに取り組んでいる区民も多くいる一方で、健康に関する意識はあっても実践につながらない人 や健康無関心層(若い世代など関心が薄い人)がいることがわかっています。関係者・関係団体などと連 携し、健康無関心層も巻き込みながら、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択がで きるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れ、区民の望ましい健康づくりを推進していくこと が必要です。

#### 平均寿命の推移(全国・東京都・世田谷区)



出典:厚生労働省「完全生命表」「都道府県別生命表」「市 区町村別生命表」より作成

### 65歳健康寿命(要介護2)



出典:「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)(東京都保 健医療局)」より作成

| 九つのビジョン | <mark>個人 | 予ども | 健康 |</mark> 災害 | 環境 | 産業 | 文化 | まち | 参加

- 病気の早期発見や自身の健康管理のために、特定健診\*等の一般的な健康診断のほかがん検診など、 「健康増進法」に基づく目的別の検診の受診率の向上が求められています。受診勧奨の強化や職域関係機関等との連携など、区民に対して多様なアプローチが必要です。
- ●「精神疾患」は国の5大疾病の中で最も患者数が多く、生涯のうち4人に1人は何らかの精神疾患に罹患しているにもかかわらず、3人に2人は受診の機会を失しているといわれています。区民一人ひとりがおかれた状況やライフステージに応じた相談・支援・啓発の取組みが必要です。
- ●コロナ禍を通じて外出を控えるようになった高齢者のフレイル\*状態の進行が懸念されるため、医療機関や関係団体等と連携した介護予防事業等を通じて、「通いの場」を活用した介護予防の取組みや世田谷いきいき体操の普及を継続するとともに、高齢者が自宅でも行える介護予防への支援にも取り組む必要があります。
- ●住民参加型・住民主体型の支えあいサービスや地域デイサービス\*の充実のため、サービス提供者となるボランティアや運営団体の確保を関係機関と連携して継続する必要があります。また、高齢者が身近な場所で介護予防の取組みに参加できるよう、地域デイサービスや介護予防筋力アップ教室については、実施場所の地域的偏在を解消していく必要があります。

#### 施策の概要

#### 1 主体的に取り組める健康づくりの推進

健康無関心層を含め、幅広い世代の区民が、正しい知識を持ち、健康の保持・増進につながる行動を 自ら実践し、継続して取り組むための支援を推進していきます。また、多様な主体と連携し、区民が無理 なく、楽しみながら健康づくりに取り組めるような仕掛けや工夫を取り入れていきます。

#### 主な事業 p.147

- ●科学的根拠に基づくがん検診の推進と受診率の向上 ●誰もが身近で気軽に取り組める運動の促進
- ●健康につながる食環境づくり

#### 2 こころの健康づくり

こころの不調や精神疾患に関して、社会的な偏見を無くすとともに、区民の理解を促進することが重要であり、そのために様々な機会を通じた啓発やアクセスしやすい情報発信に取り組みます。また、こころの健康にかかる相談窓口の充実や地域のネットワークの構築を図っていきます。

#### 主な事業 p.149

●こころの不調や精神疾患についての普及啓発●当事者・家族を中心に据えた相談支援●自殺対策

#### ③ 介護予防の総合的な推進

加齢に伴う体力低下、低栄養、口腔機能低下などの介護予防に関する基礎的な知識を区民に持ってもらい、高齢者自身によるセルフマネジメント力を向上させるため、介護予防普及啓発事業を実施します。また、高齢者が身近な地域で自立支援・重度化防止に取り組める環境を実現するため、支えあいサービスや地域デイサービスなどの住民参加型・住民主体型サービスや介護予防筋力アップ教室の充実に取り組みます。

#### 主な事業 p.150

●介護予防普及啓発の推進 ●介護予防・生活支援サービスの推進

#### 関連する個別計画等

健康せたがやプラン、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、世田谷区自殺対策基本方針









# 福祉につながるネットワークの強化



健康や身体の悩み、困りごとを抱えた区民が早期に身近な福祉の相談窓口に相談することができ、状況に応じた適切な支援や関係機関につながることができます。課題が複雑化・複合化した場合など対応が難しいケースについても、様々な機関による支援体制を構築し、隙間ができないよう支援を届けるとともに、地区で寄り添いながらつながり続け、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしています。

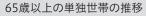
#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
以未拍悰石	単位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
地域での支え合いが必要だと考え、状況に応じて積 極的な声掛けなどを行いたいと回答した区民の割合	%	20.8	23	25
孤立していると思われる*区民の割合	%	13.8	12	10
地域住民の居場所や支えとなりうる地域資源の数	箇所	1,816	1,890	1,970

<sup>※</sup>他者からの支援状況から見た孤立。不安や悩みに対して行政機関等からの支援を受けていない、かつ、不安や悩みが生じた場合、身近に相談相手がいない者。

#### 現状と課題

- ●各地区の「福祉の相談窓口」に寄せられた区民の困りごと等から地区の課題を抽出し、四者連携会議で共有しています。複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間のニーズを抱えた方に寄り添い、伴走支援を実践するためには、多様な場・居場所づくりや、人と人、人と資源をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけ合う関係性を地区で生み出すことが必要です。
- ●「福祉の相談窓口」において対応が難しいケースについては、各地域の保健福祉センターによるバックアップ体制を整え、各地区を支えてきました。一方で、近年は課題が複雑化・複合化した方や制度の狭間のニーズを抱えた方が増加しており、福祉の分野だけでは解決に至らないケース等も出てきています。区民の立場に立って、福祉だけでなくあらゆる分野の社会資源にも着目し、横つなぎと重層的な支援に取り組む必要があります。





出典:住民基本台帳(各年度4月1日時点)

#### ふれあいいきいきサロン等団体数の推移



出典:世田谷区資料

#### 施策の概要

#### 1 身近な福祉相談の充実と地域づくり

地区における四者連携を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。あわせて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。

### 主な事業 p.151

●福祉の相談窓口 ●参加と協働による地域づくり

#### ② 地区でつながり続ける支援体制の構築

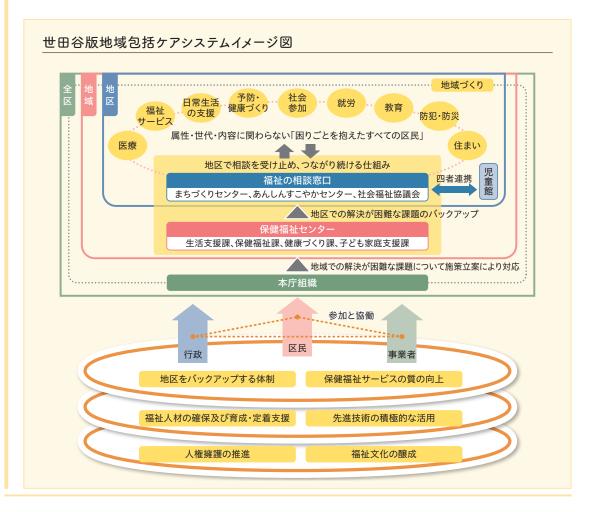
複雑化・複合化した課題等に対応するため、様々な分野の関係者とチームを組織し、支援する体制を整えます。地区におけるアウトリーチを強化し、課題を抱えた方を早期に発見し、必要な支援につなげる体制を整えます。本人や世帯のニーズ、抱える課題などを把握し、地域の社会資源等を活用して、社会参加を支援します。

#### 主な事業 p.152

●多機関協働事業 ●アウトリーチを通じた継続的支援事業 ●参加支援事業

#### 関連する個別計画等

世田谷区地域保健医療福祉総合計画、せたがやインクルージョンプラン - 世田谷区障害施策推進計画 - 、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、世田谷区子ども計画(第2期)後期計画













# 地域福祉の推進と基盤整備

目指す姿

障害の有無にかかわらず、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられているとともに、介護や医療等が必要となっても、必要な人材が確保・育成されており、保健・医療・福祉等のサービスの連携が相互に図られ、総合的に提供されていることで、誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまちになっています。

#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
风木担悰石	中位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
介護や医療が必要になっても世田谷区に住 み続けたいと考える区民の割合	%	68.8	72	75
地域の中で合理的配慮や必要な支援を受けて安心して暮らせていると感じる区民の割合	%	50.5	55	60

#### 現状と課題

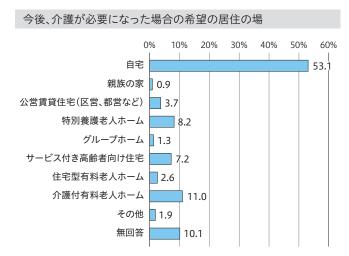
- ●障害者(児)実態調査では、「あなたが 希望する暮らしを実現するためには、 どのようなことが必要だと思います か。」という問に対し「周囲の人の障 害への理解」との回答が24.3%で最 も多い状況です。「世田谷区障害理解 の促進と地域共生社会の実現をめざ す条例」に基づき、障害理解を促進す る施策を具体化する必要があります。
- ●国連勧告及び国の基本方針で示す 「精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築」の考え方に基 づき、長期入院している区民に対す る動機付け支援など地域移行を継 続して進める必要があります。医療 的ケア児(者)は他区に比べて多く (人口比)、また、医療的ケア支援に 携わる人材が定着しにくい状況にあ ります。

## 希望する暮らしを実現するために必要なこと



出典:世田谷区障害者(児)実態調査報告書(令和5年3月)

- ●令和7年(2025年)には65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づき、一人ひとりが認知症を自分事として捉え、認知症になる前から備えるとともに、認知症になってからも自分らしく安心して暮らせるための認知症施策を総合的に推進する必要があります。
- ●令和4年(2022年)度の世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査(区民編)によると、「介護が必要になった場合に希望する居住の場」について、自宅での生活を希望する人が半数を超え、最も多くなっています。安心して在宅生活を送るには、保健・医療・福祉等のサービスを地域で継続的・総合的に提供できる体制が必要です。
- 令和4年(2022年)度に実施した介 護保険実態調査(事業者編)では、 介護職員・訪問介護員の人材確保 の状況について「大いに不足」「不 足」「やや不足」と回答した事業所・ 施設の割合(「当該職種はいない」 「無回答」を除く)は約8割となって います。また、障害福祉サービス提 供事業所向けの実態調査では、人 材確保の状況について「大いに不 足」「不足」「やや不足」の合計が全 体の7割となっています。今後、全 国的に現役世代の人口減少が見込 まれるなか、引き続き福祉人材の確 保とともに、人材の育成・定着に向 けた支援が必要となります。



出典: 世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査報告書(区民編) (令和5年5月)

#### 施策の概要

#### 1 安心して暮らせる居住環境の整備

区は、住宅確保要配慮者への入居支援を進めるため、福祉事業者や不動産団体、居住支援法人との連携を強化し、居住支援や賃貸物件情報提供サービスの推進を図ります。在宅での自立した生活を送ることが困難な方も、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、また、病院や施設にいる人が住み慣れた地域での生活に戻れるよう、多様な住まいの適切な供給を図っていきます。

#### 主な事業 p.154

- ●高齢・障害者等住宅確保要配慮者への入居支援 ●ひとり親世帯の居住の安定
- ●支援や介護が必要な高齢者向けの環境の整備 ●重度障害者向けグループホームの整備

#### ② 地域生活課題の解決に向けた取組み

地域共生社会の実現に向けて、障害理解の促進施策と、精神障害者や医療的ケア児(者)をはじめとした、障害のある方への支援施策に取り組み、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進します。認知症や障害、ひきこもり状態にある方等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区民や地域団体、関係機関、事業者等との協働のもと、本人支援策や地域づくりなど各施策に取り組みます。

#### 主な事業 p.156

- ●精神障害者支援施策の充実 ●医療的ケア児(者)の支援 ●地域共生社会実現に向けた環境づくり
- ●ひきこもり支援の推進 ●認知症に関する身近な相談支援の推進



#### ③ 在宅医療・介護連携の推進

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、 医療機関と介護事業所との連携や24時間診療体制の構築に取り組むとともに、在宅医療やACP\*につ いてさらなる普及啓発に取り組みます。

#### 主な事業 p.158

- ●在宅医療・ACPの普及啓発 ●在宅医療・介護のネットワークの構築
- ●在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援

#### 4 福祉人材の確保及び育成・定着支援

福祉人材の確保・育成・定着支援を総合的に推進するため、世田谷区福祉人材育成・研修センターも 活用し、区内でサービスを提供している福祉サービス従事者に対する研修、事業者への活動支援、情報 収集・研究等を行います。

#### 主な事業 p.159

- ●福祉人材育成・研修センターにおける研修の質の向上
- ●高齢分野における人材の確保及び育成・定着支援 ●認知症の方の暮らしを支える地域づくり
- ●障害分野における人材の確保及び育成・定着支援
- ●障害者の地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成

#### 関連する個別計画等

世田谷区地域保健医療福祉総合計画、せたがやインクルージョンプラン - 世田谷区障害施策推進計画 - 、 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、世田谷区子ども計画(第2期)後期計画、世田谷区認 知症とともに生きる希望計画

#### 世田谷区の医療的ケア児支援の取組み

世田谷区では、「世田谷区医療的ケア児の笑顔を支える基金」を創設しました。「医療的ケア児ときょうだ いの笑顔をもっと増やしたい!]をテーマとして、医療的ケア児とその家族への支援に取り組んでいます。



分野別政策

# 災害·危機管理

















# 安全・安心のまちづくり

目指す姿

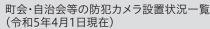
区民一人ひとりの防災意識が向上し、町会・自治会をはじめとした多様な主体や 人材の防災力が底上げされ、地区のコミュニティが連携して救護や避難に取り組む ことができ、地域の防災力が向上しています。また、区民が日ごろから健康危機に対す る意識を持ち、健康危機発生時には正しい情報のもとに適切な行動をとることができ ます。さらに、防犯に対する意識が地域で共有され、自主的な防犯活動として、見守りや 声かけなどが活発に行われています。持続的な安全・安心の施策を展開し、体系的・ 継続的な治安基盤や関係機関との強固な連携体制を整備することで、安全・安心に 暮らし続けることができるまちとなっています。

#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
八木担保石	半位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
安全・安心に暮らせていると感じる区民の割合	%	73.2	77	80
1年以内に防災または防犯に関する地域活動 に参加したことがある区民の割合	%	13	16	20

#### 現状と課題

- ●災害時の被害を抑えるためには、区民一人ひとりによる「自助\*」や地域住民による「共助」の取組みが 重要であり、防災区民組織等が中心となって、地域特性を踏まえた防災計画を作成するなど、個々の災 害に関する意識を高め、住民が一体となって防災力の向上に取り組む必要があります。
- ●過去の災害を契機として、高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者や女性、性的マイノリティ\*などへの 配慮の必要性、重要性が再認識されており、災害時及び平常時における多様性に配慮した視点からの 準備、対策が必要です。
- ■震災の際は必ず指定避難所に行かなければならないという認識が区民に浸透していることなどにより、 キャパシティを超える避難者が指定避難所に詰めかけることが懸念されます。指定避難所の過密状況 を避け、適切な避難所運営を可能とするため、在宅避難の推進に取り組む必要があります。
- ●犯罪を未然に防ぐ環境整備としての町会・自治会等の防犯カメラの設置は、設置費用が高額であること や、町会等への加入率の低下による会費収入の減少等により、区の費用補助があっても設置に至ら ない場合があります。今後は、こうした設置状況の地域差や犯罪発生状況等も考慮し、必要な地域への 設置に向けた取組みを着実に進める必要があります。
- ●世田谷区内の犯罪発生件数は、ピーク時の平成14年(2002年)(約16,000件)と比べ、令和4年(2022年) は約3,700件にまで減少する一方、還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺被害は新たな手口もあり、被害 金額が増加傾向にあります。今後、高齢者を狙った特殊詐欺対策として、ATMコーナーへの携帯電話 抑止装置設置拡充、自動通話録音機貸与促進、広報・啓発活動を重点的に実施する必要があります。
- ●新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、区は、新興・再興感染症への対応をはじめとする健康危機 体制の見直しに取り組み、令和6年(2024年)3月に、新たに「世田谷区感染症予防計画 |を策定しま した。一方で、自然災害等発生時の医療救護や保健活動を確実に展開するため、災害時の保健医療 体制の強化が急務となっています。こうした課題に対応するため、平時から関係機関との連携強化等に 取り組み、健康危機管理体制を強化していく必要があります。





#### 世田谷区刑法犯認知件数 10,000 8.508 7,832 7,107 6,533 6,035 8,000 6,000 4,231 3,973 3,676 4,000 2.000 0 令和 令和 令和 -成 29 -成30年 成 28 26 年 年

出典:警視庁「区市町村の町丁別、罪種別及び手口別認 知件数|より作成

#### 施策の概要

#### 1 地域防災力の向上

災害に強く、安全・安心なまちづくりを実現するため、区民一人ひとりの防災意識の向上と町会・自治会をはじめとした多様な主体や人材の防災力の底上げに取り組みます。また、在宅避難の推進に向けた周知・啓発を進めます。

#### 主な事業 p.162

- ●防災塾の実施 ●女性防災リーダーの育成 ●在宅避難の推進
- ●マイ・タイムライン作成を通じた意識啓発 ●個別避難計画作成の推進

#### ② 犯罪抑止の取組み

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、区や警察などの関係機関と地域が連携し、防犯体制の充実・強化を図っていくことが重要です。今後も、地域の自主的な防犯活動を支援し、自助、共助による地域の防犯対策を充実させることにより、地域住民の犯罪不安の軽減や犯罪の起きにくい地域環境の整備を推進していきます。

### 主な事業 p.164

●防犯カメラ設置・維持管理への支援 ●高齢者等に対する特殊詐欺被害防止対策

#### ③ 健康危機管理体制の強化

新型インフルエンザ等新興・再興感染症が今後流行した場合であっても、迅速かつ適切に区が対応を行えるようにするため、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」「世田谷区感染症予防計画」「世田谷区健康危機対処計画」に基づき、保健所体制整備に取り組みます。また、震災等の災害が発生した場合に、迅速に保健医療活動を開始できるよう、区が設置する医療救護活動拠点の環境整備や災害拠点病院等に設置する緊急医療救護所の運営体制の整備を進めます。

#### 主な事業 p.165

- ●関係機関との連携・協力体制の確保 ●新型インフルエンザ等新興・再興感染症への対応力向上
- ●医療救護本部体制の確保 ●医療救護活動の推進

#### 関連する個別計画等

世田谷区地域防災計画、健康せたがやプラン、世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画、世田谷区感染症予防計画、世田谷区健康危機対処計画、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたがやインクルージョンプラン -世田谷区障害施策推進計画 - 、世田谷区地域行政推進計画



### 政策川









# 災害に強い街づくり



災害に強い街づくりを進めることにより、豪雨や地震といった自然災害に対する強靭 さを備え、安心して暮らすことができるまちになっています。また、自然災害が発生した 場合における地区での救援・避難から生活再建に向かう復興街づくりを迅速かつ円滑 に進められるようになっています。

#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
以 <u>未</u> 拍倧石	半111	令和5年度	令和9年度	令和13年度
災害に強い街づくりが進んでいると感じる 区民の割合	%	44.7	48	51

#### 現状と課題

- ●区の骨格となる都市計画道路の整備率は23区中20番目であり、延焼遮断帯\*の形成、消防活動・避 難困難区域の解消、災害からの円滑な復旧復興対策等の防災・減災機能強化の観点から、道路ネット ワークの早期整備が求められています。
- ●区内の公園面積は目標に掲げている面積の5割程度に留まっています。災害時に避難地としての機能 を有する1へクタール以上の中規模公園が不足しており、機会を捉えて整備していく必要があります。
- ●東京都の「防災都市づくり推進計画」において震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域や、延 焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している木造住宅密集地域\*等に指定された地区におけ る、建物の不燃化等が必要となっています。
- ●首都直下地震が今後30年以内に70%の確率で起こるとされ、被害を軽減すべく建築物の耐震化を進め ていくためには、区民の耐震に対する意識を向上させていくことが重要です。
- ■区内の道路上には、電柱が乱立するとともに、それらを結ぶ電線類が輻輳しており、災害時には電柱 倒壊により救急活動や物資の輸送等に支障をきたすおそれがあります。また、歩行者、車いす利用者 などの通行の妨げとなっているほか、美しい景観を損ねる要因となっています。
- ■震災が発生した場合に、区が地域住民や事業者、東京都等と連携しながら復興まちづくりを迅速かつ 円滑に進めていくため、地域住民の参加を得ながら区職員に対する訓練等を行うことが必要です。
- ●近年の強力な台風や集中豪雨などに対応するため、東京都と連携し河川・下水道整備を推進すると ともに、雨水の流出を抑制し河川・下水道への流入負担を軽減させる流域対策について、グリーンイン フラの持つ機能も取り入れ強化するなど豪雨対策に取り組み、浸水被害を軽減する必要があります。
- ●区道の総延長の約1/4が狭あい道路であり、区民意識調査においても、地域における日常生活の困り ごととして「道路が狭くて危険」が最も高く、狭あい道路の解消が求められています。
- ●管理不全な空家等は、倒壊や火災の延焼等が発生するおそれもある等、近隣住民の生活環境に悪影響 を及ぼします。そのため、官民が連携した取組みにより対策を進める必要があります。

#### 木造住宅の耐震化支援事業における耐震診断士派遣件数及び耐震改修等助成件数(累計)



※耐震改修等助成件数には令和2年度から除却助成件数を含む。

出典:世田谷区資料

#### 豪雨対策の4つの柱と役割分担

区の豪雨対策は、以下の体系で取り組んでいます。

▼区の豪雨対策のイメージ図 ▶ <区と東京都の役割分担>



出典:世田谷区豪雨対策行動計画(改定)

#### 施策の概要

#### 1 震災に強い街づくり

震災に強い街づくりに向け、都市基盤である道路や公園等の整備、無電柱化整備を計画的に進めるとともに、建築物の耐震化や不燃化等について、重要性を区民に周知し協力を得ながら取り組みます。

#### 主な事業 p.167

本造住宅密集地域の解消●建築物耐震診断・補強工事●無電柱化整備

#### ② 都市の事前復興

復興まちづくりを迅速かつ円滑に進めていくために、区職員がとるべき行動手順や役割分担などを地域 住民の参加を得ながら整理し、被災後に早期復興できる環境づくりに取り組みます。



#### 主な事業 p.168

●事前復興街づくりの推進

#### ③ 水害を抑制する街づくり

浸水被害の軽減に向け、東京都と協力し河川・下水道整備の円滑な推進を図るとともに、区民や事業者、関係機関と連携・協働し、雨水流出抑制施設の設置による流域対策の強化などの豪雨対策を進めます。

#### 主な事業 p.169

●グリーンインフラの考え方も活かした豪雨対策の推進

#### 4 日常の安全・安心な街づくり

建築物の建替えの機会を捉え、効果的・効率的な狭あい道路拡幅整備を進めるとともに、管理不全な空家等の解消に向けた取組みを推進し、日常の安全・安心な街づくりを進めます。

#### 主な事業 p.170

●空家等の管理・利活用 ●狭あい道路拡幅整備の促進

#### 関連する個別計画等

世田谷区都市復興プログラム、世田谷区防災街づくり基本方針、世田谷区耐震改修促進計画、世田谷区都市整備方針、世田谷区豪雨対策基本方針、世田谷区豪雨対策行動計画、世田谷区空家等対策計画、世田谷区無電柱化推進計画(中間見直し)、世田谷区無電柱化整備4ヵ年計画

### 世田谷区におけるグリーンインフラ

世田谷区では、グリーンインフラを「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと」と位置づけています。

公園、道路、建物をはじめとした公共施設の整備時には、グリーンインフラを取り入れた施設の整備を 推進するとともに、区民や事業者等へのグリーンインフラの普及啓発に取り組んでいます。

■シモキタ雨庭広場 (レインガーデン等)



■保健医療福祉総合プラザ (段状緑化、保水性竪樋等)



■祖師ヶ谷大蔵駅駅前広場 (雨水貯留浸透型舗装ブロック等)



■せたがやグリーンインフラ学校 (区民参画の雨庭づくり)



# 分野別政策

# 環境・リサイクル・みどり











# 脱炭素化の推進



将来を担う世代に、良好な環境を引き継いでいくため、区民や事業者の行動や取組みが地球温暖化や気候危機に与える影響、効果が広く認識され、区民・事業者・区をはじめあらゆる主体が一丸となって、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化対策に取り組んでいます。

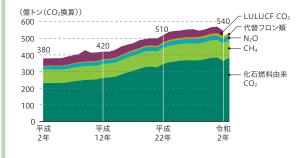
#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
以木担悰石 	1 年12	令和5年度	令和9年度	令和13年度
脱炭素型のライフスタイルを実践している区民 の割合	%	50.2	60	70
区内のCO <sub>2</sub> 排出量	千t- CO <sub>2</sub>	2,517 (令和2年度)	1,493	1,152 (令和12年度)

#### 現状と課題

- ●地球温暖化に起因する強力な台風や集中豪雨が頻発し、その被害は年々甚大化しています。また、世界の $CO_2$ (二酸化炭素)排出量は今なお増加しています。区部における真夏日、猛暑日、熱帯夜も増加傾向にあり、今後も引き続き地球温暖化が進行すれば、極端な気象現象がさらに増えていくと予測されています。気温上昇を止めるためには、令和12年(2030年)までに $CO_2$ 排出量を半減し、令和32年(2050年)頃までに正味ゼロとすることが優先すべき課題です。
- ●平成30年(2018年)の住宅の省エネルギー設備の整備状況については、全住宅約46万戸のうち、「太陽光を利用した発電機器」を整備した住宅は1.44%、「二重サッシまたは複層ガラスの窓」を全ての窓に整備した住宅は11.64%でした。こうした状況を踏まえ、ZEH\*レベルの省エネルギー性能を備えた新築住宅の普及を進めていくとともに、既存住宅ストックにおける断熱性能向上や公共施設の率先的なZEB\*化等の対策を進めていく必要があります。

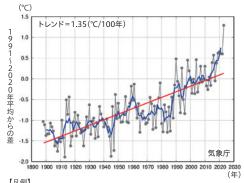
#### 世界の温室効果ガス排出量



※報告書公表時、2021年のLULUCFの排出量は推計できていない。

出典:環境省「令和5年版環境・循環型社会・生物多様性白書」(UNEP「Emissions Gap Report 2022」より環境省作成)

#### 日本の平均気温偏差(1898~2023年)



── :国内15地点での年平均気温の平年差(平年値との差)を平均したもの── :その年と前後2年を含めた5年間について平年差との平均をとったもの

---: 平年差の長期的傾向を直線として表示したもの

出典:気象庁ホームページ「各種データ・資料」

- ■区内の自動車登録台数は、令和4年(2022年)において約26.3万台で緩やかな減少傾向にあるなか、走行時に $CO_2$ 等のガスを出さない $ZEV^*$ は、197台(平成25年(2013年))から3,462台(令和4年(2022年))に増加しています。区内の自動車登録台数に占めるZEVの割合は依然として低く、移動にかかる脱炭素化に向けZEVの利用促進が課題です。
- 令和2年(2020年) 度の $CO_2$ 排出量を部門別に見ると、家庭部門(51.9%)の割合が最も高い状況です。また、令和5年(2023年)の環境に関する区民意識・実態調査によると、省エネルギーに関する取組みへの意識は前回(平成30年(2018年)) 同様、概ね8割前後と高くなっています。再生可能エネルギーを利用している回答者の割合は6.5%と、前回から変化はありませんが、「これから利用したい」と回答した人の割合は40.2%から51.4%となり、関心が高まっています。今後、家庭部門の $CO_2$ 削減を推進するためには、さらに区民の関心を高め、利用電力の再生可能エネルギーへの切り替えや脱炭素型ライフスタイルへの転換を促すことが必要です。

#### 施策の概要

#### 1 区民・事業者の脱炭素行動の支援

区民や事業者などあらゆる主体の脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進するための普及啓発を強化します。セミナーや媒体による情報発信、省エネ行動の見える化等を活用した行動支援を推進するとともに、エネルギーの効率的利用や再生可能エネルギーの利用促進に向け、家庭部門におけるエコ住宅改修や再生可能エネルギー導入に対する支援制度の拡充などを進めます。また、「まちづくり」と「街づくり」の両面から地域の脱炭素に取り組むことで全区や全国のモデルの構築を目指すとともに、ZEV利用の推進に向けたインフラ整備を進めます。あわせて、特に若い世代に対する環境学習や子ども・若者の意見表明の機会の創出、区民・事業者との意見交換の場づくりなど、学習や対話を通した効果的な環境政策形成や区民の環境行動の促進などを行います。

#### 主な事業 p.172

- ●環境配慮型住宅推進事業 ●電気自動車の公共用充電器の設置
- ●省エネ・再エネポイントアクション事業 ●せたがや版RE100の普及促進

#### ② 公共施設や区事業活動における脱炭素の実施

区役所の率先行動として、公共施設のZEB化、省エネ化や再生可能エネルギー利用の拡大、再生可能エネルギー由来の電力購入を進めるとともに、モバイル端末の活用やオンライン申請の拡充によるペーパーレス化の推進、公用車のEV\*への転換などを計画的に進めます。

#### 主な事業 p.174

●公用車のEV化 ●公共建築物のZEB化

#### 関連する個別計画等

世田谷区環境基本計画、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画













# 快適で暮らしやすい生活環境の構築



きれいな空気や水の保全が進められ、良好な生活環境が次代に引き継がれています。 地域・区民が協働した、ポイ捨てや歩きたばこの防止などの環境美化への取組みにより きれいなまちが実現し、いつまでも快適な生活環境で暮らせる魅力あるまちになってい ます。

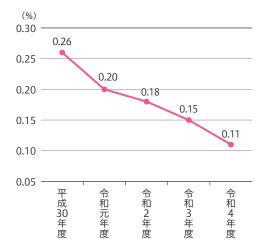
#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
八木担 宗石	半辺	令和5年度	令和9年度	令和13年度
生活するうえで、まちがきれいであると感じ る区民の割合	%	75	79	83

#### 現状と課題

- ■区内において、ごみのポイ捨て禁止の周知・啓発を行っていますが、いまだ多く見受けられます。現在、区内一斉清掃であるせたがやクリーンアップ作戦を実施し、環境美化への区民意識醸成を図っていますが、参加者数は1,000人前後とほぼ横ばいが続き、決して多くはありません。今後、個人も含めた多様な団体などへの参加促進を図り、地域の輪の拡大に向けて取り組む必要があります。
- ●区では屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止を促進するため、「世田谷区たばこルール」を 定め、ガードレールや電柱への啓発看板の設置や路上喫煙禁止キャンペーンの実施による周知活動 を行っていますが、路上喫煙者は依然として存在します。喫煙マナーの向上や分煙化を図るためにも、 喫煙者への意識改革及び喫煙場所の整備促進が必要です。
- ●2R(廃棄物のリデュース\*・リユース\*)に重点をおいた施策展開や、区民・事業者の意識醸成・行動変容の促進により、さらなるごみ減量と資源循環型社会の形成を推進する必要があります。

# 路上喫煙率



#### 出典:せたがやの環境

#### 区民1人1日あたりのごみ量



出典:世田谷区清掃・リサイクル事業概要

#### 施策の概要

#### 1 地域環境美化活動の推進

快適な生活環境で暮らせる魅力あるまちの実現に向けて、区民のまちをきれいにしていく意識醸成を 図るため、清掃活動を通じた環境美化を推進していきます。

#### 主な事業 p.175

●区内一斉清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」の実施

#### 2 たばこルールの推進

区民のマナー向上に向け、「世田谷区たばこルール」の周知徹底を図るため、環境美化指導員による巡回指導や、路面標示・電柱・ガードレール看板を活用したPR、区民や事業者と連携したキャンペーン活動を推進していきます。また、喫煙場所整備に向けた補助等の推進により、誰もが快適に過ごせる環境を整備します。

#### 主な事業 p.176

●たばこマナー向上の取組み

#### ③ ごみ減量と資源循環型社会の形成

ごみの減量を図り、区民に身近な食品ロス、生ごみ削減などに対する意識を変え、自発的な行動を促します。また、ものをすぐに捨てて買い替えるのではなく、長く使い続ける、手を加えてより長く使うなど、リユース意識の醸成と行動変容を促し、家庭からの廃棄物の発生を抑制するとともに、事業者による3R(リデュース・リュース・リサイクル\*)活動を支援します。

### 主な事業 p.177

- ●廃棄物削減に向けたリデュース(発生抑制)の推進
- ●食品廃棄物(生ごみ)削減の推進(食品ロスの削減) ●事業者主体の3R活動の促進

#### 関連する個別計画等

世田谷区環境基本計画、世田谷区たばこルール、世田谷区喫煙場所整備指針、世田谷区一般廃棄物処理基本計画、世田谷区食品ロス削減推進計画



環境学習用ごみ収集車「カティ」



せたがやクリーンアップ作戦









# 豊かな自然環境の保全・創出



国分寺崖線や大規模公園など核となるみどりが保全され、みどりと生きもののネットワークが広がっています。協働による公園緑地の維持管理や農業公園での活動などを通じて、区民は暮らしの中で生物多様性の豊かな恵みを実感しています。まちに広がるみどりは、ヒートアイランド現象を緩和し健全な水循環を保つことで地域の生態系を維持し、安全に暮らし続けられる環境住宅都市として持続可能性が確保されています。

#### 成果指標

成果指標名	出仕	現状値	中間目標値	最終目標値
八木担保石	単位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
みどりに関する区民満足度「大変満足している」の割合	%	16.9	25	31.4
みどり率	%	24.38	29	32.2

#### 現状と課題

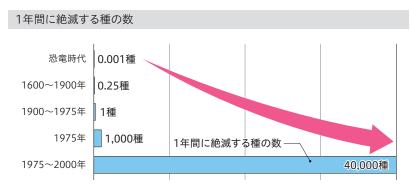
- ●世田谷らしい多様なみどりを確保し、区制100周年となる令和14年(2032年)に区内のみどり率33%の達成を目指すため、「世田谷区みどりの基本計画」に基づきみどりの保全・創出を進めていますが、区内におけるみどり率は平成23年(2011年)の24.60%から令和3年(2021年)の24.38%とこの10年でもほぼ横ばいの状況です。民有地のみどりの減少を抑制するために、多方面にわたるさらなる取組みとともに、宙水\*を含めた地下水の涵養と健全な水循環を維持する取組みが必要です。
- ■開発などによる自然環境の改変や外来種による地域固有の生態系への被害、適切な管理が行われないことによる生態系の質の低下、地球温暖化による生態系バランスの乱れなど、生物多様性は大きな危機にさらされています。将来にわたって生態系サービスを享受し続けられるよう、生物多様性の損失を止め、回復させるための行動が求められています。

#### みどり率\*と緑被率\*



出典:世田谷区みどりの資源調査

■みどりの量の確保と質の向上を支えるためには、誰もがみどりが大切であるという認識を持つことができるよう、みどりと関わる場づくりと多様な主体の協働による取組みが必要です。農作業体験や植樹体験などのみどりに関する活動への参加を望む声は多く、体験や参加を通してみどりや生物多様性保全の意識の醸成と行動変容につなげていくことが重要です。



出典: 生きものつながる世田谷ネイチャーWORLD

#### 施策の概要

#### 1 世田谷らしいみどりの保全・創出

国分寺崖線や社寺林・屋敷林、農地など世田谷の歴史あるみどりを保全するとともに、区民の意欲的な発想を活かし、様々な手法によって多様なみどりを新たに創出して世田谷らしいみどりの保全・創出を進めます。

#### 主な事業 p.178

- ●緑地保全制度等によるみどりの保全 ●緑化助成制度によるみどりの創出
- ●維持管理の質の向上による崖線樹林地(国分寺崖線内の区有地)の保全・育成

### 2 生物多様性の保全

将来にわたって生態系サービスを享受し続けるため、多様な生物が生息・生育する場を保全するとともに、生きものに配慮した場を創出し、外来種や野生生物の適正管理を目指します。

#### 主な事業 p.179

●生物多様性に配慮した公園緑地の整備・管理 ●世田谷生きもの会議の充実

#### ③ 協働によるみどり豊かなまちづくりの推進

みどりや生物多様性の重要性を理解し、その保全に向けて主体的に行動する意識を醸成するため、 多様な主体を対象にイベントや講習会、体験活動など、みどりに直接触れ合える機会を提供します。

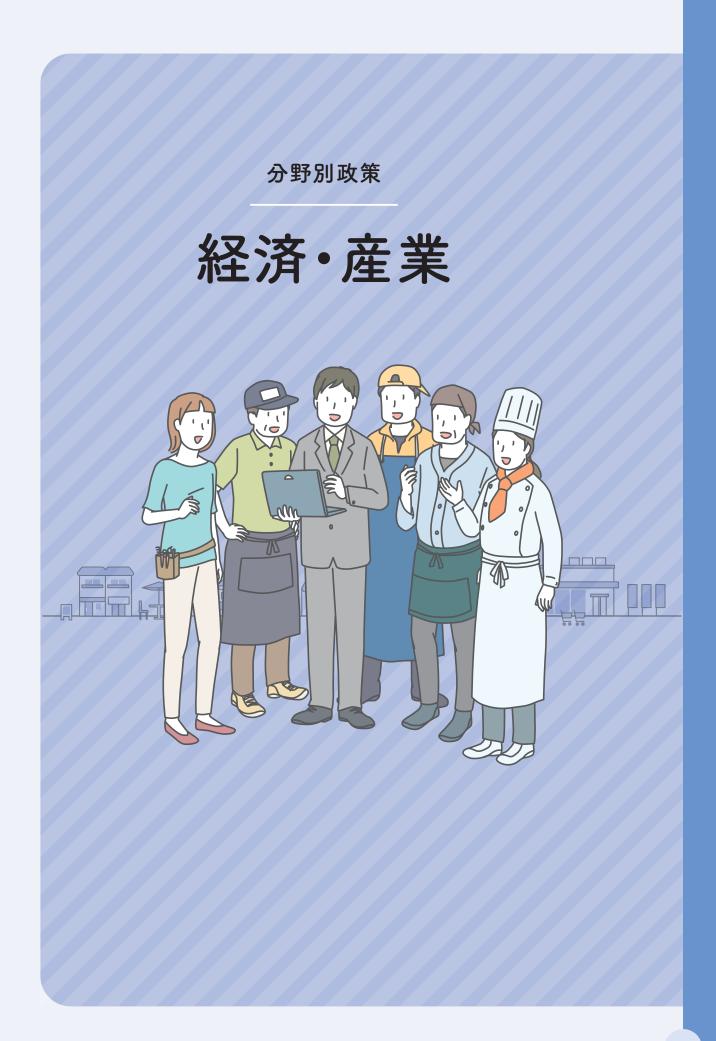
#### 主な事業 p.180

●みどり・生物多様性の普及啓発 ●農に触れ合う機会の充実

#### 関連する個別計画等

世田谷区みどりの基本計画、生きものつながる世田谷プラン

















# 持続可能な地域経済の実現

目指す姿

事業者の事業活動の基盤強化となる環境整備に加え、幅広い事業者の新たな挑戦 や多様な主体による有機的なつながりの促進、多様な働き方の実現、ビジネスの観点 からの地域課題や社会課題の解決などにより、新たな価値が創造される土壌や環境が 整っています。これらの環境整備により地域の経済発展と地域や社会の課題の解決を 両立する持続可能な地域経済が構築され、豊かな区民生活の実現に寄与しています。

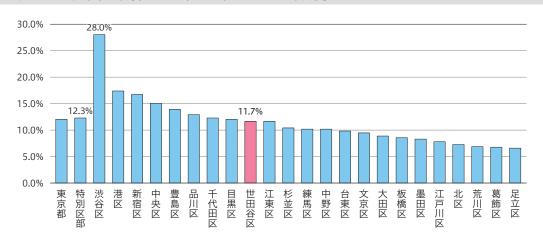
#### 成果指標

成果指標名	出任	現状値	中間目標値	最終目標値
八木担保石	単位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
事業活動しやすいと考える事業者の割合	%	30.7	35	40
持続可能な地域経済の充実度	ポイント	100	130	135

#### 現状と課題

- ●卸売・小売業や飲食業などの区民生活と密接に関連する産業は、事業所数や付加価値額の低下がみ られる一方、引き続き、主要産業として重要な位置づけにあります。また、医療・福祉、教育・学習支援業 などの生活に深く関連する産業も増加傾向にあるなど、区内産業は多様化している一方で、建設業や 医療・福祉を中心とする区民生活を支える産業で人材不足が顕著となっています。これら生活関連 産業を中心とする既存産業の高付加価値化や活性化、人材確保を図っていくことで、区民の生活の質 の向上に寄与していくことが必要です。
- コロナ禍を経て、職住近接\*または職住一体の流れが強まるなかで、働きやすい環境や多様な働き方 を実現するための環境を整備するための支援ニーズが高まっています。また、起業・創業の選択肢 は多様な働き方に資するのみならず、新たな価値を創出したり、課題の解決に資する可能性を高め るものであることから、多様な働き方の実現や起業・創業を促進することが必要です。

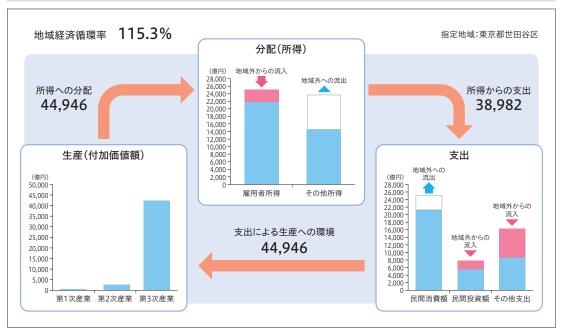
#### 23区における開業率比較(平成26~平成28年における2か年実績)



出典:総務省「平成26年経済センサス基礎調査」「平成28年経済センサス活動調査」より作成

- ●価値観の多様化や社会の複雑性が増す傾向にあるなかで、地域課題や社会課題も複雑化・多様化しています。これらに対して、区民や民間企業のアイデア・実行力を活かすなど、ビジネスの視点を取り込んだ課題解決を促進・後押しすることの重要性が増しています。
- ●地域のにぎわいや地域経済循環の向上を図りながら、将来に向けて産業を取り巻く良好な環境を維持・継続していくことが重要です。そのため、地域内での消費の向上や来街者からの消費の獲得など地域内経済循環向上の取組みなどを通じて、地域経済の活性化を図るとともに、地産地消\*などをはじめとするエシカル消費\*の観点についても普及啓発を行っていくことが必要です。

#### 地域経済循環図(2018年)



出典: RESAS (環境省「地域産業連関表」「地域経済計算」 (株式会社価値総合研究所 (日本政策投資銀行グループ) 受 託作成))

#### 施策の概要

#### 1 多様な地域産業の持続可能性確保に向けた基盤強化

地域の事業者が安心して継続的に事業を営むことができる環境や、区民の生活に必要な産業が円滑に引き継がれていく環境など、多様な事業者の事業活動の基盤となる環境整備に取り組みます。また、事業者のチャレンジを後押しし、意欲ある企業が世田谷に定着するような、地域経済の活性化につながるビジネス環境の整備を進めます。さらに、経営戦略の基盤となる人材については、就労を望む一人でも多くの方が安定した仕事に就けるよう、就労支援やマッチングの場の提供などに取り組みます。あわせて、事業所が必要とする人材を獲得できるよう、採用コンサルティングやマッチングの場の提供などの採用支援に取り組みます。

#### 主な事業 p.182

- ●地域産業のさらなる活性化に向けた施策の推進 ●地域経済循環の推進 ●安定的雇用の促進
- ●地域産業の経営戦略の基盤となる人材採用

#### ② 起業の促進と多様な働き方の実現

多様な働き方に触れることができる機会を充実し、個々のライフスタイルや取り巻く状況に応じた多様な働き方を選択できる環境とセーフティネットを整えるとともに、地域産業の新たな担い手の創出を図るため、幅広い層による起業・創業を後押しする取組みを進めます。



#### 主な事業 p.184

- ●新たな価値を創出する事業者・人材の育成、区内産業のイノベーションの創出
- ●区民の起業・創業の促進 ●多様な働き方の環境整備

#### ③ 地域や社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの推進

地域及び社会課題への関心や問題意識を持つ層の裾野を広げていくとともに、問題意識を持つ方と解決に向けたスキルを提供できる多様な人材・業種の交流を促すなど、地域及び社会課題の解決の機会の増大につながり、課題をビジネス視点で解決していこうとする活動を応援・後押しする取組みを進めます。

#### 主な事業 p.185

- ●産業交流による新たな産業の創出 ●地域及び社会課題解決に向けたソーシャルビジネスの推進
- ●産業視点からの福祉事業の課題解決 ●農福連携の推進

#### 4 地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費の推進

地域のにぎわい創出や地域内での消費向上、産業を取り巻く良好な環境の維持、脱炭素など自然環境に配慮した事業展開や産業分野における環境行動の推進、環境産業の育成など、事業者の持続可能性を高める取組みを進めていきます。また、地域外からの誘客による消費の獲得などのまちなか観光の取組みを通じて、地域経済の活性化を促進していきます。さらに、エシカル消費の重要性や必要性等に関する啓発、フェアトレード商品\*を取り扱う事業者等による商品販売などにより、意識の醸成を図ります。

#### 主な事業 p.187

- ●まちなか観光の推進 ●区民に対する都市農業への理解促進 ●持続可能な消費者行動の推進
- ●脱炭素など環境分野における産業の育成促進

#### 関連する個別計画等

世田谷区地域経済発展ビジョン、世田谷区農業振興計画





分野別政策 文化・スポ









# 文化・芸術の振興

目指す姿

年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、区民の誰もが日常生活または非日常の中で、文化・芸術に親しんでいます。一流の芸術から、気軽に参加できる文化的イベントまで、多彩で幅広い文化・芸術に気軽に触れることができ、文化・芸術活動を行う人同士の交流も活発です。住んでいて楽しく、住み続けたいと思えるまちになっています。

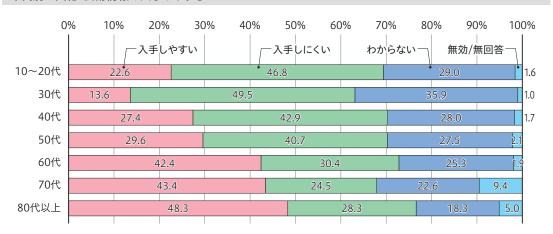
#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
八木担保石	1 半位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
区内の文化環境に満足している区民の割合	%	65	70	75

#### 現状と課題

- ●文化・芸術に関する区民意識調査の結果では、最も重視してほしい施策は「身近なところで文化・芸術に触れられる」ことでした。まちなかなど、区民が歩いていて自然に文化・芸術に触れられる身近な場所での文化・芸術鑑賞機会の拡充が必要です。
- ●世田谷区には美術館や文学館、劇場など全国的にも評価の高い文化施設が充実しています。これらの文化施設と地域との交流を深めることで、より地域の発展と文化施設の認知度向上を図り、地域からの愛着を深めていくことが重要です。
- ●文化・芸術に関する区民意識調査の結果から、高齢層は区報やチラシ等の紙媒体を通して情報を入手する方が多く、文化・芸術に関する情報を入手しやすいと感じているのに対し、若年層はSNS\*を活用して情報を入手する方が多く、文化・芸術に関する情報を入手しにくいと感じていることがわかりました。このことから、各年代の特徴を踏まえた効果的な情報発信を工夫していく必要があります。
- ■区内文化・芸術団体等ヒアリング調査では、同様の活動をしている団体間のネットワークづくり支援への要望がありました。文化・芸術活動団体の横のつながりをつくる機会を創出する取組みが必要です。

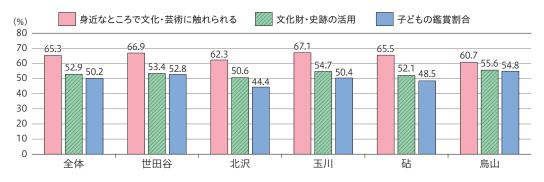
#### 年代別 文化・芸術情報の入手しやすさ



出典:世田谷区の文化・芸術に関する区民意識調査報告書(令和5年3月)

九つのビジョン 個人 <mark>子ども</mark> 健康 災害 環境 産業 文化 まち 参加

#### 重視してほしい文化・芸術施策



出典:世田谷区の文化・芸術に関する区民意識調査報告書(令和5年3月)

#### 施策の概要

#### 1 誰もが文化・芸術を身近に感じ楽しめる環境の整備

区民の誰もが文化・芸術を楽しめるよう、身近な場所での文化・芸術鑑賞機会の拡充を図ります。また、 区民が文化・芸術に関する情報を入手できるよう、情報発信の工夫を図るとともに、文化・芸術活動を行 う団体の情報発信への支援が可能となる環境の整備を進めます。

#### 主な事業 p.190

- ●区の美術品等の活用による鑑賞機会の拡大 ●美術館・文学館におけるライブラリーの運営
- ●区民利用・交流拠点全体を活用した音楽イベント等による文化・芸術に触れる機会の提供

#### ② 地域活動団体の支援と交流の促進による文化・芸術活動の活性化

文化・芸術を通じた区民や活動団体の交流を促進することにより区内の文化・芸術活動を活性化させるため、再整備後、新たな文化・芸術の拠点となる世田谷区民会館等において、区民が気軽に文化・芸術を楽しむ事業や文化・芸術活動団体向けの交流事業を充実します。

#### 主な事業 p.192

- ●世田谷区民会館等における文化・芸術を通じた交流事業の実施
- ●身近なアーティストの活動に触れる機会の創出●地域で活動する文化・芸術団体の活動支援

#### 関連する個別計画等

世田谷区第4期文化・芸術振興計画、世田谷区第二次多文化共生プラン













# 生涯スポーツの推進



区民が生涯を通じ身近な地域で、「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気 軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことができています。

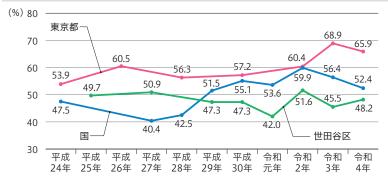
#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
	半世	令和5年度	令和9年度	令和13年度
週1回以上スポーツや運動をしている区民の 割合	%	53	65	70

#### 現状と課題

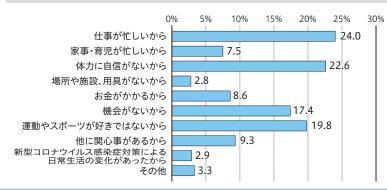
- ■スポーツへの関わり方や動機・理由は、年代、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデン ティティ、家族構成、生活状況などによって変わってきます。ライフスタイルやライフステージに合わせ た事業の実施やスポーツ施設の運用方法などの見直しが課題です。
- 共生社会の実現に向けた取組みとして、障害の有無や運動の得手・不得手にかかわらず、誰もが一緒に スポーツに親しみ、楽しむ機会の場を提供していくことが求められています。
- ●プロスポーツチームや競技団体等と連携したスポーツ観戦機会提供の取組みにより、身近にスポー ツをみる機会を創出し、地域や産業の活性化につなげていくことが求められています。

#### スポーツ実施率の推移



出典:「世田谷区民意識調査(世 田谷区)」「都民のスポーツ 活動に関する実態調査(東 京都)」「スポーツの実施状 況等に関する世論調査(ス ポーツ庁)」より作成

#### スポーツを実施しない理由



出典:区民ウェブモニター調査 (令和5年度)

#### 施策の概要

#### 1 スポーツを通じた生きがい・健康づくり

生活の質を向上させ、生きがいづくりや健康づくりを支えるために、多様なライフスタイルやライフステージに応じたスポーツの取組みを推進するとともに、スポーツをしていない人や関心が低い層へのアプローチを行います。

### 主な事業 p.194

- ●ランニングやジョギング、ウォーキングを行う人が達成感を得られるような環境整備
- ●公共施設等へのボッチャコートの設置●まちなかでのスポーツイベントの実施
- ●気軽にできるスポーツの普及

#### 2 スポーツを通じた共生社会の実現

共生社会の実現を目指し、スポーツ事業のユニバーサル化を進め、パラスポーツを推進し、誰もが楽しめるスポーツの場の創出に取り組みます。

#### 主な事業 p.196

●ユニバーサルスポーツの推進 ●スポーツを通じた交流の場の創出

#### ③ スポーツを通じた活力あるまちづくり

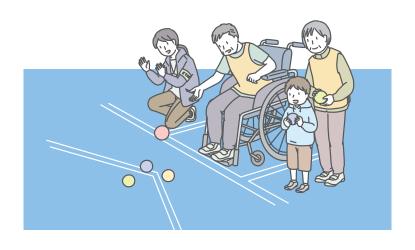
活力あるまちづくりを進めるために、地域スポーツを支える人材の育成・活用、スポーツを通じた地域や 産業の振興に取り組みます。

#### 主な事業 p.197

- ●スポーツチームと連携した情報発信やにぎわいの創出
- ●ランニングやジョギング、ウォーキングによる名所めぐりやまち歩きによる地域の活性化
- ●地域コミュニティ活動への派遣・協力

#### 関連する個別計画等

健康せたがやプラン、世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、せたがやインクルージョンプラン-世田谷区障害施策推進計画-、世田谷区教育振興基本計画、世田谷区地域経済発展ビジョン、世田谷区第4期文化・芸術振興計画、世田谷区地域行政推進計画





分野別政策

# 都市整備













## 魅力ある街づくり

目指す姿

地域や文化に根差した歴史ある風景を守り、街並みを形成しながら、魅力が感じられ る風景づくりやにぎわいのある拠点づくりなどが進められており、区内外の多くの人々 を惹きつけ、新たな居住者が増えています。また、地区の特性を踏まえた参加と協働に よる地区街づくりや歩行者にやさしい歩きやすい道路環境の整備等を推進することに より、住民同士の共助意識が向上し、区民が安全で快適に暮らし続けることができるま ちになっています。

#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
自然環境や街並み、道路の歩きやすさ等を踏まえ、生活環境が良いと感じる区民の割合	%	72	73	74
街が魅力的でにぎわいがあると感じている 区民の割合	%	66	67	68

#### 現状と課題

- ●今後、人口の微増傾向が継続し、高齢者人口は一貫して増加する見込みであるなか、区民が安全で 快適に暮らし続けられるまちの実現に向けて、魅力と活力ある拠点づくりや、みどり豊かで住みや すい良好な住環境の維持、向上に取り組む必要があります。また、安全で住みやすい快適な環境を 保全・育成するため、引き続き、区民や事業者等の参加と協働によるさらなる街づくりの推進が必要
- ●地域の気運醸成やまちづくり推進体制の構築及び市街地の再構築に向けた活動の支援等を進め ることにより、三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺の広域生活・文化拠点をはじめとする生活拠点 の整備において、地域特性を踏まえた街づくりを進め、目指す都市像を区民や事業者等と共有して いく必要があります。あわせて、鉄道連続立体交差事業、大規模公園の整備・改修、大規模な土地 利用転換などを街づくりの契機として活かし、魅力とにぎわいのある都市の創出を図る必要があり ます。
- ■区内各地で建設や開発、農地の宅地化などが進められ、風景が変化しています。また、各地で区民によ る地域の魅力ある風景を守り育てる活動が行われています。区民、事業者、区が協働し、地域の個性 を活かしてまちの魅力を高める風景づくりを進める必要があります。
- ●電柱や段差等の存在が歩行者 や車いす利用者の通行の妨げ となっていたり、一息つける場 所も少ないため、ユニバーサル デザインの施設整備や電線の地 中化、ベンチの設置を進めるこ とで、災害に強く、歩きやすい魅 力的な街並みを築いていく必要 があります。

#### 地区計画等(策定済み地区)【令和6年3月末日時点】

	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
地区計画	11	10	11	28	20
防災街区整備 地区計画	2	2	0	0	0
沿道地区計画	5	3	6	3	2
地区街づくり計画 (内、街づくり誘導地区)	25 (23)	17 (16)	18 (17)	33 (28)	25 (19)

出典:世田谷区資料

九つのビジョン 災害 参加

#### 施策の概要

#### 11 地区特性に応じた街づくりの推進

区民が安全で快適に暮らし続けられるまちの実現を目指し、地区の特性に応じて、区民や事業者等との 参加と協働を基本とした地区計画等の策定及び見直しに向けた取組みを進めます。

#### 主な事業 p.199

●地区街づくりの推進

#### 2 魅力あるにぎわいの拠点づくり

地域の気運醸成やまちづくり推進体制の構築及び市街地の再構築に向けた活動の支援等として、社会 実験を実施するとともに地権者勉強会を支援していきます。また、多様な主体による参加と協働の街づく りの実現に向け、各主体との相互理解を深めていくため、街づくり協議会など住民主体の街づくり活動 を支援するとともに、勉強会など情報共有や意見交換の機会を設けていきます。

#### 主な事業 p.200

- ●三軒茶屋駅周辺まちづくりの推進 ●下北沢駅周辺まちづくりの推進
- ●二子玉川駅周辺まちづくりの推進 ●京王線沿線まちづくりの推進

#### ③ 歩いて楽しめる魅力づくり

無電柱化や歩道等へのベンチ等の設置により、安全で安心な歩行空間を確保するなど、人中心の歩い て楽しい街づくりを進めます。また、地域の個性あふれる風景を守り、育て、つくり、次代を担う子どもたち が世田谷に愛着と誇りを持てるよう、建設行為等における周辺風景への配慮の誘導や区民主体の風景 づくり活動の支援、風景づくりの普及・啓発などを進めていきます。さらに、大規模な公園等における住民 参画や官民連携を取り入れた魅力ある公園づくりを進めるほか、民間との連携を進め空き家の利活用 を図るなど、地域資源を活かした街の魅力向上につなげます。

#### 主な事業 p.202

●座れる場づくりの推進 ●風景づくりの推進 ●公園の魅力向上

#### 関連する個別計画等

世田谷区都市整備方針、京王線沿線街づくり基本方針、風景づくり計画、世田谷区ユニバーサルデザイン 推進計画、世田谷区移動等円滑化促進方針、世田谷区無電柱化推進計画(中間見直し)、世田谷区無電柱 化整備4ヵ年計画



















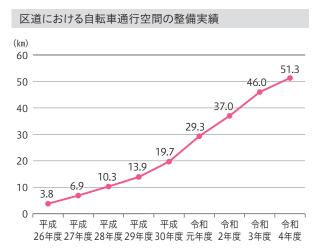
区民、交通事業者、区が協力・連携して総合的に「交通まちづくり」に取り組み、交通 ネットワークの充実や、公共交通が不便な地域における移動環境の改善などを図るこ とで、様々な交通手段を活用し、誰もが快適かつ安全・安心に移動できるまちになって います。

#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
区内の交通手段(移動手段)に満足している 区民の割合	%	67.5	71	75

#### 現状と課題

- ●今後、見込まれる超高齢社会や単身高齢者の増加等を踏まえ、住み慣れた地域で自立して暮らし続 けられるよう、区民生活を支える地域公共交通の維持・確保・整備に向けた取組みを推進するために、 地域公共交通活性化協議会を設置し、「世田谷区地域公共交通計画 | を策定することが求められて います。バス路線の採算悪化による改廃の影響にも留意しながら、代替交通の課題も検討し、今後の 公共交通機関の骨格を守ることが必要です。
- ●平成27年(2015年)3月に策定した「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づいて、自転車ナビマーク\* 等の自転車走行位置表示の設置を中心に、自転車通行空間の整備を進めており、令和4年(2022年) 度末時点で計画路線延長167.4kmのうち、約51kmの整備が完了しています。
- ●都内の自転車事故は、令和2年(2020年)に減少したものの増加傾向にあります。自転車単独の事故 は増加しているものの、自転車対車両の事故は減少傾向にあることから、自転車通行空間の整備は 一定の効果があると考えられます。引き続き、歩行者・自転車・自動車相互の安全に配慮した自転車 通行空間の整備を進める必要があります。



出典:世田谷区資料



出典:警視庁ホームページ「都内自転車の交通事故発生状況(自転車事故関連データ)」より作成

#### 施策の概要

#### ① 地域公共交通の活性化

区民が快適かつ安全・安心に移動ができるよう、地域公共交通の維持・確保・整備と、最寄りの鉄道駅 やバス停留所から一定以上の距離がある公共交通不便地域の解消に向けて取り組みます。

#### 主な事業 p.204

●地域公共交通の活性化 ●公共交通不便地域対策の推進

#### ② 自転車利用環境の整備

「世田谷区自転車ネットワーク計画」に基づき、区内にある国道・都道、隣接自治体の道路との連続性を確保しながら、歩行者・自転車・自動車がともに安全で快適に通行できる環境を整備し、区民の日常生活を支援する自転車ネットワークを形成するため、自転車通行空間の整備を進めます。

#### 主な事業 p.205

●自転車走行環境整備の推進

#### 関連する個別計画等

世田谷区交通まちづくり基本計画(中間見直し)、世田谷区地域公共交通計画、世田谷区自転車ネットワーク計画















## 都市基盤の整備・更新



区民の日常生活を支える重要な都市基盤である道路・公園等について、区民、事業者 等との協働により整備計画が実現するとともに、適切な維持・更新が実施され、区民一 人ひとりが安全で快適に暮らし続けることができるまちになっています。

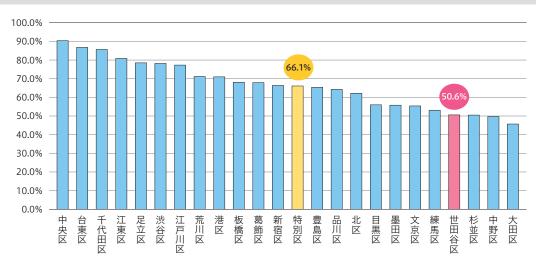
#### 成果指標

1 日 七 価 夕		現状値	中間目標値	最終目標値
成果指標名	単位	令和5年度	令和9年度	令和13年度
道路・公園等の都市基盤が整備・維持・更新され、安全で快適に暮らしていると感じている区民の割合	%	71.2	73	75

#### 現状と課題

- ●都市の骨格となる都市計画道路の整備は、交通渋滞・交通不便地域の解消、通過交通の住宅地への流 入対策の要ですが、整備率は23区中20番目となっており整備が遅れている状況です。また、延焼遮断帯 の形成、消防活動・避難困難区域の解消、災害からの円滑な復旧復興対策等の防災・減災機能強化の 観点からも、道路ネットワークの早期整備が求められています。
- ●区は道路管理者として、「道路法」に基づき道路を常に良好な状態に保つ責を負っています。区内には延 長1,095kmの特別区道、158橋の道路橋があり、この膨大なストックの道路インフラを効率的かつ計 画的に維持・更新していく必要があります。
- ●区民一人当たりの公園面積は令和5年(2023年)4月1日現在2.95㎡となっており、「世田谷区立公園 条例」に定める区民一人当たり6㎡以上の目標達成に向け、計画的な整備が求められています。

#### 都市計画道路の整備率



※高速道路は除く

出典:世田谷区道路整備白書(令和5年4月)

#### 区民一人当たりの公園面積と都市公園等の個所数・面積

		平成30年	平成31年 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
都市公園 (区立・都立)、 身近な広場	個所数	562	566	571	573	578	582
		2,686,680.29	2,682,808.08	2,691,316.99	2,703,203.83		
人口		903,613	912,095	921,556	920,471	917,145	917,705
区民一人当7公園面積(		2.97	2.94	2.92	2.91	2.93	2.95

出典:世田谷区都市公園等調書(平成30年4月1日現在~令和5年4月1日現在)

#### 施策の概要

#### 1 道路ネットワークの計画的な整備

道路交通の円滑化のほか、防災・減災機能等の強化を図るため、都市の骨格となる都市計画道路及び主要生活道路の整備に取り組みます。また、歩行者等の全ての利用者の安全性を確保するとともに、消防車の通行や消火活動が困難な区域が生じないよう、区民生活に最も身近な地先道路の整備に取り組みます。さらに、連続立体交差事業に合わせた都市計画道路・駅前交通広場の整備を着実に進めます。あわせて、区民生活の安全性の確保、快適性の向上等を目的として、最も基礎的な都市基盤施設である道路、橋梁の維持・更新を計画的かつ効率的に進めます。

#### 主な事業 p.206

●都市計画道路・主要生活道路の新設・拡幅整備 ●地先道路の新設・拡幅整備

#### ② 公園・緑地の計画的な整備

公園面積一人当たり6㎡以上に向けて、計画的に公園を整備します。また、区民の安全な憩いと遊びの場を提供することを目的として、都市基盤施設の一つである公園の維持・更新を計画的かつ効率的に進めます。

#### 主な事業 p.207

●新たな都市計画公園・緑地の整備

#### 関連する個別計画等

せたがや道づくりプラン、世田谷区みどりの基本計画、生きものつながる世田谷プラン、世田谷区公共施設等総合管理計画、世田谷区舗装更新計画、世田谷区橋梁長寿命化修繕計画、世田谷区小田急線(代々木上原駅〜梅ヶ丘駅間)上部利用計画







### 分野別政策

## 人権・コミュニティ













## 多様性の尊重



個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデン ティティ、国籍、障害の有無等にかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らすこと ができ、人と人とのつながりを大切にし、誰一人取り残されない社会が実現しています。

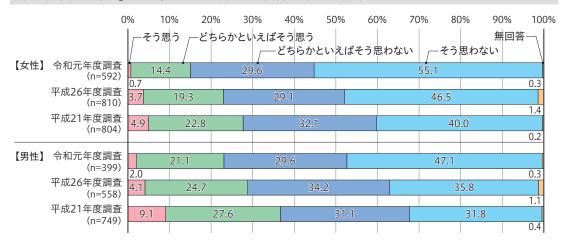
#### 成果指標

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
自分らしく安心して暮らしていると感じる区 民の割合	%	80.3	85	90

#### 現状と課題

- ●基本的人権が侵されることなく、一人ひとりが自分らしく生き、全ての人が尊重される社会の実現を目指 していますが、国内には、いまだに17の主な人権課題が掲げられるなど、様々な人権にかかる問題が発生 しています。多様性を認め合い、あらゆる人権侵害の根絶に向けた人権意識の啓発・理解促進が必要
- ●「男女共同参画社会基本法 |をはじめ、ジェンダー平等の推進や女性への支援に関する法律・制度は 整備されつつあるものの、固定的な性別役割分担意識や、「男・女であるから」という性別等を前提と した選択肢は様々な分野で残っています。男女共同参画社会の実現に向けて、男女だけではなく多様 な性を含めた全ての人が自分らしく暮らせるよう、様々な取組みを区民、地域団体、事業者等と連携・ 協働して庁内横断的に推進していく必要があります。
- ●コロナ禍において、DV相談件数が急増し、男性や性的マイノリティのDV被害者や外国人からの相談など 様々な被害の状況が顕在化しており、こうした被害者の把握と支援が課題となっています。また、子ども家 庭支援センターと児童相談所の連携を強化し、DV対応と児童虐待対応を進めていく必要があります。
- ●区内在住外国人の人口比率は、令和6年(2024年)1月1日現在で、約2.8%と低いものの、実数では 25,537人と、多くの外国人が暮らしており、今後さらに増加する見込みです。多様な文化を理解し合 える機会の提供や情報の多言語化など、多文化共生社会に向けた取組みが一層必要となります。

#### 「男は仕事、女は家庭」という考え方には共感すると回答した区民の割合



出典:世田谷区男女共同参画に関する区民意識・実態調査(令和元年度)



出典:住民基本台帳(各年1月1日時点)

#### 施策の概要

#### 1 人権への理解促進

女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、誰もが多様性を認め合い、人権への理解が深まるよう、人権意識の啓発や理解の促進に取り組みます。

#### 主な事業 p.209

●人権啓発イベントの開催 ●性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

#### 2 男女共同参画の推進

ジェンダー平等の視点に立ち、男女だけではなく多様な性を含めた全ての人が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

#### 主な事業 p.210

●ワーク・ライフ・バランスの推進 ●あらゆる分野における女性活躍の推進

#### ③ DV防止の取組み

区と関係機関、民間支援団体との連携強化や、相談員の専門性の向上により、相談支援体制の充実を図ります。また、精神的暴力もDVであるとの認識を徹底するなど早期発見につながる啓発を行うとともに、地域ぐるみでDVやデートDV\*を防止する意識づくりに取り組みます。

#### 主な事業 p.211

●デートDV防止出前講座の実施 ●DV防止研修等の充実

#### 4 多文化共生の推進

多様な文化を理解し合える交流イベント等により、多文化共生の意識づくりを推進し、外国人に対する偏見や差別を解消するとともに、外国人が地域住民との相互理解を深め、地域で活躍できる場づくりを行います。また、ICT機器を活用した多言語対応等により、外国人が安心して地域で生活するために必要な情報を入手することができ、困りごとを相談できる体制づくりに取り組みます。

#### 主な事業 p.212

●国際交流イベントの実施 ●在住外国人の相談体制の強化

#### 関連する個別計画等

世田谷区第二次男女共同参画プラン(後期計画)、世田谷区第二次多文化共生プラン









## 地域コミュニティの促進

目指す姿

区民一人ひとりが地域に関心を持ち、日常生活の中で気軽に参加できる居場所があり、役割を持ちながら孤立することなく地域とのつながりを感じて暮らしています。町会・自治会やNPOなどの様々な団体によって、多様な地域活動が活発に行われるなかで、区民や団体同士のつながりが深まり、行政とも連携・協働しながら、多様化する地域の課題解決に主体的に取り組んでいます。

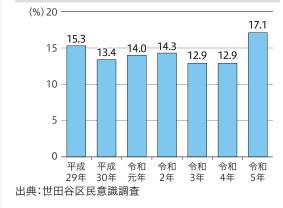
#### 成果指標

成果指標名		現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
身近な地域活動に参加している区民の割合	%	17.1	21	25

#### 現状と課題

- ●区民による参加と協働のまちづくりを進めていくためには、一人でも多くの区民が地域活動に参加し、 地域の課題解決に取り組むことが求められています。現在も、身近な地域活動に一定の割合で区民が 参加していますが、さらなる区民参加を促進していく必要があります。
- ●地区や地域には多様な区民のつながりや活動があり、団体間の情報共有や協働は現在も行われていますが、横につながり交流する機会を増やし、活動の活発化と相乗効果の発揮を図ることで、団体活動の活性化と地区・地域のさらなる課題解決につなげる必要があります。
- ●地区への関心の醸成による地区課題の解決に向けた参加と協働を促進するためには、行政からの情報発信等従来の手法だけでなく、地域SNSの活用などにより地区や地域に関わる者が相互に情報を発信し、共有できる環境が必要です。
- ●あらゆる人が地域社会とつながり、いきいきと暮らし続けられるよう、多様な社会参加の機会の拡充 が求められています。
- ●町会・自治会はまちづくりの中心的な役割を担う地域コミュニティの基盤ですが、役員の高齢化や担い手不足等の課題があります。また、区民意識調査では、「町会・自治会」に加入していない理由が「どのような活動をしているかわからない。」との回答が最も多いことから、活動内容の周知等が求められています。

#### 身近な地域活動に参加している区民の割合





※令和5年度は10月末時点

出典:世田谷区資料

| 九つのビジョン | 個人 | 子ども | 健康 | 災害 | 環境 | 産業 | 文化 | **まち | 参加** 

#### 施策の概要

#### 1 地域への参加促進と地域活動の活性化

地域への参加意欲が向上し、活動に参加するきっかけが創出されるような機会やコミュニティの場の 提供を行っていきます。また、町会・自治会やNPO等をはじめとする市民団体を支援することで、地域 活動団体の活性化に取り組みます。

#### 主な事業 p.213

- ●区民利用・交流拠点施設の設置・運営 ●町会・自治会の参加促進、活性化支援
- ●NPO等市民活動団体の活性化支援

#### ② 区民や活動団体の連携・協働促進

活動団体相互の連携・協働のさらなる促進のため、区民や活動団体等の新たな交流の創出を図ります。また、地区への関心の醸成による地区課題の解決に向け、地区を中心とした生活圏の多様な情報が集まり、区民が情報を共有できる情報共有プラットフォームづくり等を地区住民や団体等の参加と協働により推進します。

#### 主な事業 p.214

●地区情報連絡会の発展 ●地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくり

#### 関連する個別計画等

世田谷区地域行政推進計画





